

控

甲第 164 号証

<p>107P下</p> <p>性 農地制度改革ニ關スル件 二十一年一月二十二日 健全ナル農家ノ育成ニ依リ農業生産力ノ發展ヲ國ルハ食糧生産確保ノ要請化タルノミナラバ日本農連ノ農業生産ノ國化小作料金納付等ノ指掌ノ通化等ノ指掌ニ依リ農業停滞ノ要因タリシ農地制度ヲ根本的ニ改革セントス 自作農創設計画ノ対象ノ振替不所在地主ノ所有スル農地及在村地主(隣 1 今後五年以内ニ急進且金面的ニ健全ナル自作農創設スルモノトス</p>	<p>接市町村ニ在住スル者ヲ含ム)ノ所有スル五町歩程度(全国平均)ヲ超 ニハ農地トスルコト 不在地主タ近キ地主ニ於テ自作ヲ為スヲ適当トスル農地及在村地主が現 在地主(全国平均)ヲ超エテ自作シ又ハ近キ地主ニ於テ五町歩程度 設計画ノ対象トスルコト 自作農計画ニ依リ都市計画区域ニ在スル農地ニシテ自作農創設ヲ為ス 2 2 不適切トスルモノにて本計画ノ対象トスル農地トスル農地ハ前項ノ自作農創 設計画ノ対象トスルコト 3 3 郡村農業会等ヲシテ小作農ノ急進ナル進展ヲ國ル需要スレバ市町 地ノ括販賣ヲシテノ農地ノ再分配ヲ國ル様指 4 4 地主ノ土地未却代金へ長期預金、証券交付等ノ特別ノ方法ヲ採用 5 5 土地買受ニ要スル資金ニ付テハ自己資金ノ活用ニ依リ可及的ニ即時 6 6 支拂ア農物スルコトトシ資金ノ融通ヲ必要トスル場合へ長期借貸選方 7 7 地委員会が農地ノ譲渡申込地主ダレヲ拒絶シタルキヘ地方長官ニ 於テ之ヲ調査シ得ル方迄ア譲ズルコト 8 8 四〇倍ノ價格ノ價格ノ價格ノ價格トシテ之ヲ施相手續スル 9 9 烟ノ價格ノ價格ノ價格トシテ之ヲ施相手續スル 10 10 地方長官ノ譲渡ノ強制及其農地價格ニ付シテハ裏譲ノ申立、訴願等 11 11 小作農ノ小作物ノ金銭化スルモノトス 12 12 付作耕作(代金納フ場合)ハ昭和二十年產米ヨリアヒノ用スルモノトス 13 13 小作物ノ施相手續スルコト金銭契約ニ依リ之ヲ金銭契約ニ改ムコト 三、市町村農地委員会ノ刷新</p>
--	--

- [附記]
 1. 「解放」と
 2. 20.12.9.
 放」の字
 の公文書
 でこれら
 るものが
 2. 20.12.9.
 将として
 ているの
 文を別に。

<p>108P下</p> <p>1. 料自作農ノ創設ト共ニ小作物ハセラ金銭化スルモノトス 2. 付作耕作(代金納フ場合)ハ昭和二十年產米ヨリアヒノ用スルモノトス 3. 本件ニ國スル法的措置ヘ金銭契約法ノ改正ニ依ルコト 國家総監員法ニ基ク小作物耕作令、臨時農地價格割引令及臨時農 地等管理令ヘ之ヲ廢止スルコト</p>	<p>備考 自作農創設促進小作新規正等農地制度改革ヘ地主並ニ耕作者ノ 協力ニ依ルコト要スルアリテ市町村農地委員会ヲ改組シ委員ヘ兩者ノ 機能ヲ年々自作農創設促進、小作物ノ適正化等農地問題ノ自主的解決 ニ着手シメントス</p>
---	--

<p>1. 地改革に関する件 CAG ID: 昭和二〇〇五年十二月九日 1. 民主主義的傾向の復活と強化に対する経済的 化して来た經濟的実績を打張るために、日本の土 地耕作民として勞働の成果を享受する上に一層均 等な機会を得させるべき處置を講ずることを日本 帝國政府に指令する。 2. ここでこの指令の目的は、全人口の殆 ど半分が過耕 化してゐるに對して、長い間農業結構を倒 化して来た経済的実績を打張るために、日本の土 地耕作民として勞働の成果を享受する上に一層均 等な機会を得させるべき處置を講ずることを日本 帝國政府に指令する。 (1) 地域における農業の人口集中 日本農家の殆ど半ばは、一・五二・一以下 の土地を耕作している。 (2) 小作人に対し著しく不利な條件の下にかけ る日本農業の四分の三以上は部分的又は全面的 な小作農である。年収額の半ば又はそれ以上の 包荷額が年収額の四分の一以下のものである。</p>	<p>(c) 謙する小作物を支拂つてゐる。 (c) 農業金額の高利貸と結びついた農家負債 により生ずる過度な負担 以上は農業所得のみでは生活することができない。 (c) 商工業に厚く過度を輕んずる政府の財政政 策は農業に対する金利率及び直接税は商工業に對 するものより苦難である。 (c) 農業の困難を解消した結果及び農業本体に 対する政府の實効的な施相手續は、 超然たる施相手續による經營的な取扱いとは 作付を抑制することが多い。 日本農業の解放はこのような根本的な農業上 の事態を根治せることによってその結果につ くのである。</p> <p>三、それ故、一九四六年三月一日までに農地改 革計画を提出するに當る。この計画は在地の農業 包荷額に於ける命令する。この計画は在地の農業 (e) 不在地主より公正なる價格で農地を購入 するための規定。 (c) 小作人がその所持に応じた年賦で農地を購 入するための規定。 (d) 小作人であつた者が再び小作人に転落しな いための合理的な規則の規定。 (e) 合理的な利率で長期又は短期の農業融資 を用意すること。 (f) 加工業及び服務業者による耕取から農民 を保護するための手段。 (g) 農業生産物の價格を安定する手段。 (h) 農業に対する技術的その他の知識を普及 するための計画。 (i) 不農民的勢力の支配を防ぐ日本農民の經 済的、文化的向上に資する農業改良促進金創 設を助長し擴張する計画。 (j) 上述の諸計画と共に、社会に対する農業の 實質にふさわしい国民所得と農業に対する保 証するためには必要となる其の他の計画をも 提出するとして日本帝國政府に要請する。 〔農業大正官房外課同〕</p>
---	--

農林省監修
農地改革記錄委員會編纂

農地改革頸本概要

財團法人農政調查會

序　言

今次の農地改革は、日本の歴史上の一つの時期における基本過程として、極めて重大なる意義を有するものである。

云う迄もなく、ボーリング宣言に闡明されたものが、この所謂日本民主化の主たる終は日本封建性の廢止であり、その實體は農業改革にある。よって歴史的時期をさすこれらの政治的大變革の基礎となるのは土地所有制度の變革である。今、これが日本農史について云ふば、大體次の四つにわけることがやむ。

即ち、(一)班田法(西暦六五一一七四一年)にあらわれた氏族制から戸・戸へ分解する廣汎な過程を基礎とする奈良平安朝時代(七〇一、七九四年起始)。(二)班園制(七一三一年、養老七年の私經田開禁令を起點とする)における土豪「地方豪族」の制據的領有と基礎とする班倉封建制の時代(一七八六年)。(三)太閤檢地(一五八一年、天正十年起始)を基盤とする豪族制據の廣汎な解體とその全國的規模における再編にて由來する徳川封建制の時代(一六〇三四年)。(四)租佃改正(明治六年、一八七三年)における幕府並に藩の領有の廢止とその舊領有との直接的結合によってヨーロッパの形で生成した所有並に保有の確認標準での一大再編を基礎とする日本資本主義時代、概言すれば、半封建的土地所有並に半隸農的春耕雇耕が日本農業の基本型を形づくつてそれを基礎として軍事的半封建的日本資本主義が構築せられるに至つて、これらの時期(明治維新一八六八年—敗戦一九四五年)。以上の四者がそれである。然ひため、故て、經濟學的な用語で云ふば、第一の時期は、勞働地代が尚ほ一つの構成要素となっていた時代、第三の時期は、生産物地代が支配的に行われていた時代、第四の時期は、生産物地代と金

納地租じが分担しておこなった時代といつて、階層を指標するものがじめ。又何れも諸々金利を含む地代範疇といつて、「封建的」なるものの擬態を表示するといふものがである。以上の四者の内の最後の翻案の日本資本主義一部か、半封建的土地所有制＝半農業的繁縟農耕を基盤とするいわゆる軍事的半封建的、日本資本主義一は、日本の敗戦（昭和二十年八月十五日）において崩壊し、それと共にその歴史的生活をしたへんのである。崩壊したのは、日本民族の歴史上特徴を一起の變態改組をもたらす構造であつて、日本民族の歴史そのものは、既に、一つの新しい翻案に入らうとしている點に注目すべきである。ひやんだく民生々農耕社会である。その變革の基本過程は、「封建的」なるものの拂拭と「農民解放」（『覺書』）である。これによつて、そこに農地改革的地位が與えられる。以上は今次の農地改革が日本史上にやうる意義であるが、右の農地改革の主眼はいつてはいふものの「封建的」なるものの拂拭と「農民解放」にはそれ自體、世界史的な過程でおなじみ注意すべきである。今、その世界史的な視野から、四つの段階と形態をわけることだけである。即ち、①英・クロムウール革命（一六四八年）。クロムウールの軍隊の主力を形成したものは獨立農民たるヨーラン階層。②佛・フランス革命（一七八九年）。分離地所有農民の創成。ナポレオンの軍隊の基礎。③露・ロシア革命（一九一七年）。土地布告（同年十一月二十六日）起點。④中國。滿洲政權の五國滅朝（一九一六年）と中共の土地革命（土地政綱、一九三八年、起點）である。以上の四者がそれである。この如く今次農地改革は、實に、日本史上の翻案的段階と世界史的過程との兩者によつて規定せられた意義と範囲となるのである。

本書は、かゝる如き農地改革の全過程の概要を、把握するための企圖としている。

従つて、茲では、次の點に主眼點があげてある。1° 改革過程自體に關する全體各の基本の正確な沿歴を記録。即ち、法規の體系の生成、法體系に規定せられた改革の實務。手續の壁末に至るまでの嚴密な點検、改革に關する

権威ある數字の系統的網羅的な整序、改革における變遷のわらゆる基本的な視角からの分析、實體調査によるその検證。農地改革と農業改革との繋りの連続の試み。11° 土地所有の歴史的翻案についての意義の確定。即ち、一方では、日本史における土地所有の歴史的翻案の一系列表現民翁擴の譜形態、他方では、世界史における土地革命＝農業革命の一系列表現第一次大戰後及び第二次大戰後における世界的規模での土地改革の譜形態との、11重の系列における翻案の検討による農地改革の位置づけと展望との、進歩の試み。以上の11點に要約せられる。そのことは行論において示される。

目 次

刊行の解

序 言

第一章 総 説

第一節 土地制度史

第一款 土地所有制度の歴史的発展

一 班田制(元) 二 鹿野制(元) 三 大隈地(元) 四 地租改正(元) 五 地籍地税(元)

第二款 地租改正

一 鹿野(元) 二 法規(元) 三 鹿野(元) 四 地主制(元)

第三款 地主制

一 地主制の生長(元) 二 特定(元) 三 鹿野(元)

第四款 土地制度と小作慣行

元

第五款 潟等

四

一 土木業(元) 二 百姓(元) 三 農民(元) 四 米鹽販(元) 五 小作等(元) 附地

主婦会運動と労働組合運動(元)

第二節 農地立法史

四

次

目

1

第一款 民法の成立	四
I 地主法典と地主十部法(1) II 地主法典の公布と小作條例の土継承(2) III 小作地の要求 と地主の施行手続	
第二款 小作立法の企圖	六
I 小作法典草案と小作調停法(1) II 小作法典と小作法典要旨(2) III 自作農地改種特 權規則と自作農地改種要旨(3) IV 小作法典(4)	
第三款 農地法の展開	七
I 農地法案と農地改選法(1) II 農地改選計画(2) III 農地改選法案の商員と自作農地 維持事業の擴充(3) IV 小作法典化の企圖(4)	
第三節 農地改革立法	101
第一款 第一次農地改革	101
I 第一次農地改革法の立案(1) II 第六十九議會における法律の審議(1) III 第一次改 革法の實體(2) IV 第一次改革法の誤謬(3) V 第一次改革法をもつて耕者(4)	
第二款 第二次農地改革	111
I 第二次改種法の趣旨(1) II 第二次改種法の実質(2) III 第二次改種法に付す法律 の實體(3) IV 第二次改種法をもつて批評(4) V 第二次改種法の實體(5) VI 法律の 改正(6) VII 緒論(7)	
第三款 若干の論點	111
I 農地價格決定の方法(8) II 小作率・形態の考察(9)	
第四款 農地改革の性格	111
第二章 農地改革過程の経過	153

第一節 経過日録	155
第一款 行政機構	155
I 計画(1)基 II 審議(2)	
第二款 解放實務の體系	155
I 計画(1) II 國家買収方式(2) III 買取計劃(3) IV 買取計劃(4)	
第三款 解放實施経過	155
I 概括(1) II 1筆贈与・農地賃借(2) III 農地解放(3) IV 買取計劃の進行(4) V 購 地解放における特殊問題(5) VI 土地所有物・納地の處理(6) VII 国有地・軍用地・その 他の國有地の解放(7) VIII 國有地計画の進行(8) IX 内宅地・建物・農業用施設の解放(9) IV 放歸賃借(10) V 經理事務(11) VI 運送(12)	
第四款 農地調整	155
I 耕作権の保證(1) II 小作料・小作契約文書化(2) III 農用地の移動・複数地盤(3) IV 農地價格(4)	
第五款 訴訟	155
第六款 農地改革の「恒久化」	155
附 小作料金納化	155
第二節 農地委員會	159
第一款 市町村農地委員會	159
第二款 都道府縣農地委員會	159
第三款 中央農地委員會	159
第四款 農地委員會全國協議會	159

次	第五款 全國農地委員會職員勞働組合	三
	附 第二回農地委員總選舉結果	表
目	第二章 農地改革の總結果	五八五
	第一節 農地改革對象豫定面積	五八七
	第二節 農地改革結果表	六一一
	A 農地等解放實績統計表	六三
	B 農業基本統計表	六四
	附一 農地調查關係統計表	六六
	附二 終戰時以降農地動態統計表	七一
	附三 農地統計調查について	七一
	第三節 農地改革の影響	七六三
	第一款 農地改革による農村の變貌	七七三
	第二款 農地改革による農村各階層の變貌	七八一
	A 一 五十町歩以上の大地主の場合 千町歩地主 北海道地主	七八一
	一一 農村における各階層の變貌	七八三
	附 農地改革による農家經濟の變貌	七八五
	B 一 特殊慣行地帶の場合	七八六
	二 特殊慣行地主者と農村領地幅度と農地改革年代	七八六
	二 地主を兼ねる地主の場合	七八八
	三 「部落落成	七八九
	四 アイス農業の場合	九〇四
	第三款 農地改革後、農業生產力の擔當者となる階層の問題	九〇六
	第四款 農地改革過程中に現われた若干の問題	九〇九
	一 地主領地抗の形態	九〇九
	二 農民側の形態	九一〇
	第四節 慣行小作権の處理	一〇〇三
	第五節 農民團體への影響	一〇一九
	第一款 系統農業團體の歴史と變遷	一〇二六
	第二款 農民組合運動の歴史と變遷	一〇三三
	第六節 農地改革の後に残された問題	一〇五六
	第一款 農地相續制度の問題	一〇六三
	第二款 農地の交換分合	一〇七三
	第三款 供出・農業課稅の問題	一〇八〇
	附 國小作綱と農地の賃賣	一〇八四
	第四款 農地擔保金融の問題	一〇九一
次	第四章 未墾地開放	一一一
目	第五章 自作農創設特別措置特別會計	一一四
	第六章 農地改革の經費	一一六三
	第一節 農地改革國家豫算の編成	一一六五

次 文	第一節 農地改革経費の總括	一九六
目 次	参考編	一一一三
	第一 世界各国における土地改革(農民解放)	一一一五
	A 世界史的過程	一一一四
	一 英・クロムウェル革命(1649) 二 傑・フランク革命(1789) 三 繩・シヨミアン・ヘルテ ンベック改革(1803) 四 米・南北戦争と奴隸解放(1865) 五 韓・農民解放とストライキ の土地改革、ロシア革命(1917) 六 中国・1949年と土地革命(1950)	
	B 第一次大戦後の中・東歐諸國の土地改革	一一一五
	附 ロシア革命における土地法	一一一五
	C 第二次大戦後の土地改革	一一一六
	一 東歐諸國(1945) 二 韓国(1948) 三 中国(1950)	
	附 中国革命に伴う土地法	一一一八
	第二 各國農地相續制度の變遷	一一一四
	一 佛(1720) 二 納(1722) 三 教(1723) 四 米(1725) 五 其他の諸國(1726) 大連(1727)	
	第三 歐米各國における大圃場(集園地)成立の過程	一一一五
	一 佛蘭西・ルイ・フィリップ(1799) 二 英・ハンバーコニー(1801) 三 納・ケーリング ルト・カーフドー(1801) 四 米・アーヴィング(1802) 五 ブラントン(1803)	
年 表	(世界史的過程 Ⅰ 資本主義的過程 Ⅲ 農地改革過程)	一一一九
年 表	あと書き	
	統計索引	

第一章 地政

I. 全國一、443地區 (北海道36、都府県36、都府県1,407)

〔豊地改單局開設〕

都府県	面積	總面積			總面積	總面積	總面積
		内地	開拓地	附帶地			
北海道	176,920町	120,856町	92,861町	43,928町	37,043町	3,688町	3,688町
都府県	107,717 2,671 32,212	80,283 4,777 24,086	65,825 614 783	35,559 22 7,558	2,000 19,876 3,895	— 11,479 3,752	— 11,479
合計	34,330	33,535	18,764	18,764	11,437	—

について大蔵・農林兩省間に要書を取交し、「現在すでに聯合軍より返還されているものは十月三十一日までに全部管理換を終了」、「今後聯合軍より返還されるものは、その返還後一ヶ月以内にこれを管理換する」といふ旨指示した〔昭和三四年〕。この際「農地」も、米整地と一括して、都道府縣農地委員會で直接管理換の手續をなした後、「農地」としてそのまま賣渡しうるものは市町村農地委員會において農地として賣渡許權を立てるに至ることとした。

舊軍用地の管理換實績(未經地分)は、昭和二十二年十月一日迄に一三五、九五三町歩、二十三年十二月一日迄に一四五、六六一町歩、二十五年七月一日迄に一九七、三四四町歩に達した。「農地」として管理換された舊軍用地は、昭和二十三年末の「實績調査」によれば、三、五六六町歩〔昭和二〇年町〕である。

舊軍用地の解放に伴ける代表的な問題は、谷田郡海軍飛行場跡地の「氣波自由農場」や、下志津原舊軍用地の場合等にみられる如く、舊將校と軍隊組織を中心とする「共同經營」方式、及び、地元農民と人権者との軋轢である。

事例一：谷田郡海軍飛行場跡地は、茨城縣鹿島郡矢木部町所住、總面積二四〇町歩。元陸軍大佐を中心、農業實業人七名、農兵兵二〇名を含む四十八名（家係八名）が經營して、生糞物種株式會社の運営部として、この地に「純度自由農場」と謂說。二十年十二月、緊急輸送自由田裏場に一三五町を、地元三町村の農民に賃り一〇町を配分するに決定。二十一年三月に至り、正式に農用地と地元公用地との境界線を決定した。會社の農業部としての形態は自作耕種の實質に反するので、二十二年六月、會社より獨立し、農事組合に改組の手續をはじめ、二十二年二月に至つて會社から

分離した。この事業體に於ける體力に基づく組織化と編成となつて農業軍の位置に準じて實際組織の體に沿つて保たれていた。〔昭和二〇年〕「農場は共同經營」を創建として、農場員中十二名の幹部及びその家族は、事務事務方面を擔當し、開墾に從事するもので極めて稀である。縣は、「共同經營」方式を有する開拓組合として推進實績する方針を採つていたと云われるが、遂に六名のものは不適格として入植資格を認められず、また土地の關係者は分離し、二十三年三月に至つて清算した。〔昭和二〇年〕「地主は經營者に分離し、」〔昭和二〇年〕「農場員は經營者に分離し、」

事例二：下志津原舊軍用地〔昭和二〇年〕一千五百町歩「霞谷村・歩兵連隊・飛行學校・戰車學校・步兵學校・機械學校・近衛日根農場（勿論農場本部）等の將校・軍屬・雇員が、各自その推進實業を中心事業、これを中核團體として、更に職務者や引退者等次々に參加して、各々開拓農事實行組合を構成」した。この「霞谷は共同經營として出發し、」耳あば一年足らずといふ間で一九二一年に於て個人經營に移行している。又、地元農民等に、開拓隊代より昭和十三年まで度々買取〔原用地〕を要すて大いに經營上困難を齎つていた結果たどり、甚くは經營のめつたれなど、が特長。詳しく述べて「千葉縣農地開拓團」下巻、二二五、二三五頁を参照。

註『新設開拓事業實施規則』第一條として…開拓（一部耕種）の漁地に付ては直ちに之が開拓實業は營利化に着手せしむることとなり、押下に関する措置決定まで財務局長の承認によつて、一時使用が許可された「開拓實業手帳」又は押下等の處分を爲すべき相手方は開拓團議決定に依り定むる事業主體とするものとの場合地方農業會は財務局長と協議し、既往の通牒に基き財務局長に於て紙に使用承認を爲したるもの（「陸海軍舊所管機關に於て財務局と連絡の上使用承認を與へたるもの）を含む）あるときは現に賦入れの状況等も充分考慮し事業主體の事業に包摵せしむる等堅密なき措置を講ずること。〔昭和二〇年〕「元用地等開拓事業者に於ける農地所有者に利用すべき三者（即ち政府・農業團体・農業者）

(1) (III) その他の國有農地

國有林野内農地 國有林野は『龍々眠り緊急開拓事業の一環

II. 都道府縣別農地總面積

都道府縣	地盤	總面積	總面積	內返還	都道府縣	地盤	總面積	總面積	內返還	未濟
北海道	36	120,856町	11,710町	—	三重	42	2,943町	—	—	96町
滋賀	32	15,054町	2,036町	—	京都	17	2,095町	1,589町	—	—
兵庫	7	11,372町	27	—	大阪	23	1,829町	154町	—	—
奈良	13	8,182町	3,531町	—	兵庫	14	573町	77町	—	—
和歌	12	1,525町	8町	—	大阪	45	2,555町	936町	—	—
福岡	5	601町	174町	—	京都	3	269町	23町	—	—
大分	11	8,445町	—	—	岐阜	13	323町	7町	128町	—
宮崎	20	6,083町	6,083町	—	三重	9	633町	—	—	—
鹿児	49	5,895町	5,895町	—	滋賀	9	1,990町	855町	907町	—
熊本	44	4,334町	534町	—	京都	9	5,006町	—	—	—
宮崎	17	3,915町	1,080町	—	岐阜	83	4,952町	—	—	—
大分	69	8,082町	1,505町	—	大阪	18	1,123町	236町	—	—
宮崎	75	2,127町	1,476町	—	京都	8	678町	20町	—	—
鹿児	160	5,403町	2,500町	—	奈良	12	1,370町	46町	—	—
宮崎	21	3,665町	—	—	山口	13	972町	51町	—	—
宮崎	7	2,732町	—	—	島根	6	594町	21町	—	—
鹿児	12	1,771町	276町	—	鳥取	70	4,173町	1,130町	—	—
宮崎	25	793町	—	—	島根	18	302町	10町	—	—
宮崎	5	3,087町	1,807町	—	愛媛	165町	4,839町	1,067町	—	—
鹿児	6	4,074町	—	—	高知	17町	5,012町	1,928町	—	—
鹿児	6	1,210町	929町	—	佐賀	46町	7,494町	10,128町	132町	—
鹿児	58	11,192町	2,818町	—	福岡	40町	4,500町	47町	470町	—
鹿児	26	5,015町	293町	—	鹿児	47町	—	—	—	—

して急速に之を開放する』『国有林野監査官は國から生一農林省取扱い「森林」方針(1915年7月)』に合計1111,170町の国有林が「未墾地」として解放をやむを得るが決定されたものである。国有林野の「農地」一以前から不要林地として元農民が實行をうけて開墾したものが、本が開放されなければならぬことは當然である。1911年4月17日、国有林野内の開墾地地解放の實施要領を定めた際、併せて国有林野内の農地についても『官作農業特別措置法施行令第111條により農地部所屬の難地脚産として…所屬者とする』原則が、明らかとされた。但し『国有林野に介在する小面積の農地』は、主として植林署の常備人夫に就する直接監査によっての開拓から實行してあるのであるとの觀點から、『從來通り植林局において国有林野法に基いて現在の耕作者に賣拂處分する』こととしている(註)。

所屬者實施の要領は、1911年5月八日、農政・林野局間に左の協定が成立した。(中略)

(一) 大きな所屬農地の轉換(ひつだらん)

①省圖・販大場・林野等扶業扶助機関の取扱いその實行規則にて該地に耕作せしむるに當り。

②国有林内に介在する小面積の耕作又はサシ田等にして販賣・販運及び治山・治水・その他森林の管理經營上私人に賣拂する木場檜ひづれ十指。

③結核の農業部と連絡して国有林内に介在する小面積の農業等に於て耕作土質地質等に於て直接處分すべきことを便宜と認めるもの。これがの新東京外埠の具體的な範囲は、農地事務局と植林局の間で相互通達をする。(註)

(二) 所屬者すべく農地の山において、農地の利用と賣拂不可分の關係による農業施設・木末・木材等の用度による管理規則あり。

(三) 所屬者農地の認定のため必要な鑑測・境界線の認定・管轄地圖の作製等は

管轄者、市町村農業委員會立會の下に行い、これら費用(旅費等を含む)は、農地税に負担する。

(四) 購買は、農地の承認で當初行なうる地籍の調査、林野の狀態で當初行なうる地籍の調査として、當初行なうる【森林監査の件に付ける】が、未認地價格に連携する。

国有林野内農地の所屬者調査の進行は、主として經濟的關係及び農地委員會が本來の買收、賣渡・經理事務に忙殺されたため、1913年度中の進行は極めて緩慢で、大部分が1914年度に掛けられた。1915年八月一日現在で、認可申請済み八〇七町歩に對し、認可済六、四三七町歩(内)を除く四、一六九町歩、不認可七五町歩未回答一、一九四町歩。尙、今後認可申請をなす豫定のもQ一〇六一町歩である。

	青森	岩手	宮城	秋田	山形
貯付農地總面積	1,578	2,279	312	147	2,820
内	400	222	65	1,068	1,876
1面地1町歩未滿	358	222	46	111	333
1—3町	92	293	40	40	196
3—5町	728	1,764	161	197	395
5町以上	1,031	163	182	266	812
(参考)	25.81	現任	總額		

註 管内に最大の国有林野をもつ仙臺農地事務局の場合の例をみると「小面積」とは「概ね一畠地一町歩以下」と「都落と稱號」とは「二里以上離れた小面積の農地にして當該農地の近傍に居住家屋を有せぬ者が耕作しておる場合」と規定された。同局の調查資料によると、管外外縣にむけた管林局の貨付農地面積は、次の通りである。参考欄には、二十五年八月一日現在の承認面積を記載した。

(2) その他の国有農地 その他各省政府の国有農地で、系統的に問題となつたのは、慶川敷・慶遠敷・鐵道自治農園・社寺等内地・種畜放牧場である。最後のものは、後に「牧野解放」のこところで述べ

る。社寺境内地については、母なる官の場合は以下で、前に述べた。

(1) 「現状農地である河川敷地」については「河川の流域整備等により既に治水上支障なくなりしものが多く、かゝるものは本來慶川處分により拂下げられるものであり、農地解放の1環として、解放することには問題はなかつた(註)が、管轄権をする場合は對價の支拂の相手方に於て問題が起り(註)、管轄権者ある農地の手に入らざりんとする。」第七回會、第八回會提出案を立法院に解決せらるとしたが、管轄未了となつた。そこで、1915年八月三日、新たに建設省河川局長と農林省農地局長の連名で處理方針が通達され、運用河川・普通河川敷の場合は管理権を、適用河川敷の場合は慶川處分をして、該道府縣の所有に屬させた後、これを買取することとした(註)。現状農地たる河川敷の解放は永く懸案となつていたが、今後遅延に連携するものと思われる。

河川の堤外農地開放の問題は、新潟県において特に大きな問題と目される。『田四六四町、堀110町、食料一水六八町ドアリ』、新潟県では原野が耕作農民の絶えざる努力によりて農業生産といふ農業問題の實態は、人源となりつゝあるのである。然るにその占用方法が未だ農業の傾向的性質より一括り用ひられ、耕作者に分離耕作されていふものがあつてはなり。河川敷の不合理な放牧にいひががたし』【註】(田四六四町)と新潟縣農業課から報告がなされている。慣習による水路が選択して耕作者に於ける河川敷地につきては、農地調査法の各種耕作規定の範疇外であるが『農地として耕作の目的に供され、したる範疇内に於ける河川敷は、河川管理上支障を生ぜばたり隣地に於いて』農地調査法の範疇内に於ける河川敷を占用許可の運用に取り入れた方がよき通達

された【二大四・二三六・大地質九二一大号】『説明記述にある河川敷地』。

(2) 「現状農地である道路敷地」については、『質質上不用に歸し現状農地として利用されてゐる』ものは開放するが、その手續は『道路法の規定によりして管轄権が困難であるQ』で、『最初から管轄権の方式に立ちや』『道路法第六十一條の規定に基く勅令(大正八年勅令第四七四號)第一條の規定によりて道路廢止の手續をして』り管理者たる公團體の所有地とした上で、『買取』する方がよかられた。【註】(田四六四)

(3) 國有鐵道は、鐵陸中からひきを撇いて、「食糧增產本部」を含むて甚だしく(約五〇〇町歩)自給農園を擁してしたが、1913年度に入つて、食糧增產本部は廢止された。かゝる農地が開放の対象となることは當然である。對價の點について運輸省と農林省の間に意見の相違があつたが、據局・農地改革法の規定通りとするところなり。1913年十一月二十六日、兩箇面の協定が成立し、十一月十四日、所管換要領が通達された【註】(田四六四町)。開放に關りて、事ら自給農園として所持しているに於ける問題は、あくまでもなかつたが、建設用地と並びて、河川敷地の問題では、實然に對付がなされた。所謂「彈丸列車」用地は、面積の廣大なことじて、是處の困難なことで、原角論議の如きがひだり日である。実施するが、行政機関改革で國有鐵道が「公社」と變り、大蔵省の解釋として、從來の鐵道用地は、公社の所有地であつて國有地ではなくつたことになり、管理権の接觸が不可能となつたので、農林省では、國有地ではない以上民有

地として買収可能なとの解釈を指示した【大正・九・一一】年四月廿七日「日本農業政策研究会」に於ける「農地問題の現状と対策」。この指示によつて農地委員會が買収を行ひ、公社側が訴訟を提起し審議中のものだ。大阪・新潟等にある。

(5) 個別的なるものもあるが、長い歴史と廣大な面積にて注目されるものに北海道の所謂「大畠林」がある。

「大畠林」は何だ。第1次農地改革実験林議の第五回常設委員會。自作農改耕推進委員会と並んで、農業問題の實質的解明に關する。『大畠林の小作地における公有地大畠の面積が明らかでない。その大畠が所謂試験地といつて居るのは何であるかが、實業經營の試験地が該地に施してあると想定せば、是を問題ではないかとおもふ。本來の經營者か否かは、此の小作の努力を本業と經營する者から見ては、本業者か否かの農場、或は真大の農場ではないかであるが、其の農場か否か、極めて矛盾して居る所があります。奈良郡の東山と云ふ村は、大畠十町の田畠がもうましても、是が全部大畠の小作地であらうか。それがどの辺が農場の田畠か、小作地か、又は是が自家農にはならないかといひておらぬかして、參照参考は該地をめぐらして居るのですが、大畠が本業で耕作しないで来たので、此の機会に我々は斯う云ふ大畠をもつて、自家農にしておらぬかと見ていますが、實地に於てはどう云々御方針を施して置かれますか』【同上】

これらの大畠場及び演習林内小作地は、明治三十九年一四年開設と共に層次大畠化せたものである。大畠場は、最初は試験研究が行われていたが、その後は次第にその度が少くなり、戦時中頃よりは一般の小作地化するに至った。演習林内小作地は、それ自身試験研究に供するのではなく、演習林が不便な僻地にあり、演習林經營に必

要な勞働力を確保できないため労働者に附近の農地を與え定着させて確保することによる。

然し、農地改革の實施に伴つてこれら農地についての解放を要望する聲が高くなり、演習地部・農地委員會並びに地元農民が大畠當局と再三再四交渉したが結果を得るに至らなかつた。そこで、地元においては昭和二年十一月に至り農林・文部兩省並びに東京大畠當局に對してこれら小作地の全面解放の願情が行われた。その結果、農林・文部兩省並びに大畠當局が現地において實情調査の上、現地で解決することとなり、翌一九年二月現地調査の上解放について關係者協議の上圓満に解決された。

地元民が解放を希望する理由の主なるのは、現在の農地は、耕作者が入植以来獨りで開拓し、辛苦苦言語に處する苦難を克服して開拓したもの。これらの中作關係は「般と異なるところの山野松原の一方的な景況である」と、試験研究地としてかゝる廣大な面積は不要で、一般の經營ができる程度にすぐれること、「町村行政の運営上特に考慮すべき事項であり、一般中小地主の所有小作地を解放せしめてる現在、かゝる大地主的形態を存續させる理由は見出しえない」と、等る、國有地なるにかかわらず先解放して一般地主の向こうへ前途を示すべきであるとしている。

これに對して大畠當局が農場及び演習林内小作地の存置を必要とする主要な理由は、農場小作地については、小作制度及び農業經營に關する諸研究に必要であることであり、演習林内小作地については、演

習林經營上必要な労務の供給確保に必要であり、これを解放することは各種の試験研究に多大の支障を來すとしている。

又、この解放問題をぬぐり、小作人のうちには、かなり、解放に反對のものがいたことである。これは北海道廳の調査によると解放者が全體の約七八%を參照するところであり、大畠當局の調査によると北海道廳の調査の反對であるところであり、それぞれの調査に異なる結果が出ていた。態度の不明確なものが相寄つたことが窺われる。この解放反對の理由としては、大畠の小作人でいた方が經濟的にみて多少の恩恵があり有利であり、このためには、大畠との關係關係も口をそえないと云ふのである。

解放に決定された面積の内訳は次の通りである。

農場別	総面積	解放面積	演習面積	解放率
北大農場	五、五三九	四、六八一	八五七	八四・五
北大演習林	一、六六三	九三一	五七〇	五・六
東大演習林	四、八三三	一、六七八	一、五五	五五・四

(6) 厚生省所管の國立療養所敷地内の農地も問題となつた。一つは、國立療養所の前身が陸軍の施設であり、その用地取得について問題があつたこと。一つは、療養所の性質上、入院患者に對する「住業療養」のための農地を維持しならざることから、問題が起り易かつたのである。國立西尾療養所(福島縣)の敷地内の約三町歩の農地の解放をぬぐり、農民組合との間に生じた紛糾は容易に解決せず、中央の問題となり、漸く大院長者三五〇名に一人當り十五坪の額で一町七反

五畝を作業収用として減じ、餘餘を解放するこゝれり、一應解決した。【二・一】(既述)【既述】(既述)の處理方法は、前に述べた。

〔五〕 販賣計畫の進行

(1) 「農地開放」は、農地は買取と賣却とを並行して行う農地であつた。【既述】(既述)として、買取問題として、又は賣却問題として、途中から買取事務と賣却事務とを一應切離し、極力買取事務を促進するため、販賣は後まわしかねられ、「小作人に對する大規模な販賣が大體一九四七年十一月から一九四八年三月頃の期間以前に行われることは期待」されてしまつた【三・六・二・五、第三回農地問題討論会】。却つて、「農地の買取の機會を公正にするため」又は農地の集團化を圖るためにどの程度の交換をなすべきか中央農地委員會の決定をまつ必要があつたので農地の販賣を暫く止めていた【二・一】(既述)【既述】(既述)。これにつれて中央農地委員會の方針が決定したのは、五月七日の第三回農地に於いてであり、五月二十六日、この旨が各知事に通達された【大正・五・一】。決定した方針の内容については、別のところで既に述べた【二・二】。措置法第113條及び第115條の交換に関する事務處理方法の通達は、113年1月11日に附した【通達】。販賣通報書の様式が最終的に決定したのは111年6月9日【三六號】「第一種理賃借契約書」の件である。販賣期日の決定について「週及販賣」を行う方針の再確認は111年7月11日に附した【同上】。販賣の相手方に關して『官作農として農業に耕作する渠のものあるQ』の解釋を具體

的に確定した重要な発表【資料】セ、11月11日午後九時に決定した。賣渡の順位を定めた措置法施行令第十七條及び第十八條の最初の規定には極々不備な點があつたので、これを補備するため、11月11日、政令第111號で、大幅に改正された。

こうして、賣渡事務を本格的に進む準備が、一歩落した。

註1 賣渡に當りて、暫緩法第13條及び第15條の規定の適用によつて、買受の機會の公平化を図るべきことは、前に11月1日水曜日未だ通達で指示されている【資料】「[昭和11年1月1日]」に於けるが『關係方面的賣買』として『買受の公正よりも耕地の集團化とともに、前のことよりは大切なものであつて、その方に徹底して力を入れるべきではなきか。従つてこの買受を公正にするところために手をひきながら耕地の交換分合と耕作権の交換分合は原則的にやめにやめにしなきゃならぬ』。という問題が提起され【中央農地委員會第一回】、中央農地委員會でその可否を決定することとなり、「自作制創設特別措置法第16條第1項の規定により賣り渡す場合、同法施行令第10條の規定により耕地を買受する機会を公正にして且つ耕作の集團化を図る場合の運用方針の決定」が、議案第3號として、三月二十七、八日の中央農地委員會第一回臨會にて付議され、議論の結果、特別委員會に附託、五月七日の第三回臨會において、大體農林省の既定方針の趣に沿うた『交換分合に関する件』の議決があるに至つたのである。

註2 その後、賣渡の進行につれて、まだ一方では、課及買取の権旨が産民の間に漸く滲透した結果、既に買取された小作地で、課及買取でも現在買取でも買取の條件に該當するもの【[昭和11年5月6日]「小作地の小作割合無視するもの】の賣渡を認めつつ、「課及買取」や「[昭和11年5月6日]物質的小作割合」に、課及買取でなければ現在の耕作者に、買取されなければならないという命令の規定に、顕著性をもたらすことがあることが必要と考へられ、課及買取であると否を問わらず、市町村農地委員會に關し、都道府縣農地委員會の承認を條件として、[昭和11年5月6日]「賣渡の小作割合無視するもの」を一方で賣渡の相手方としてからにひけさせる途をひらいた【政令第310號】。

日本に農林省としての小作手当と耕地方面に提出】あればよいとした。農林省では、11月11日全国農地部長會議で、年度内に粗賣渡を余さずやれはならない旨を指示したが、更に、11月17日十九日の農地事務局農地部長の別例會議で擇前した後、11月18日、總司令部に關して『農地改革事務選定』及び『農地改革後の農地政策の概要』Q1110の文書を提出した。前者は、11月11日付のスケチ「小作手当を減らすものであるが、その中で「賣渡選定」については、次の通り述べてある。

『既賣渡面積は1月末日現在を約1110,000haである。賣渡に當つては、不正な賣渡の行為がないことを守らねば、通過性質の指揮が充分あるといじつてから差し引くべきである。また、他の時期に耕作手当がない場合は、毎月均均に賣渡事業を進めるが、11月迄に完了する方針である。』

(4) 農地の集團化については、『政府の機關に於いて大量の土地の港譲が行われる今回の小作の場合には地所（所有權）の活用が行なうには最も効果的である』【資料】「[昭和11年5月11日]〔農地改革事務選定〕」の意見を強かつたが、前に述べたように、11月11日中央農地委員會の決定方針に據る、市町村の賣渡を無視した農地の集團化の運行について最初に指摘を生じ、農地開放そのものの運行を阻害してはならぬ』から、『おそれたり原則として農民の側から積極的に事業實施の義務のあるものであるその能力がおもむくに於いて、縣農局において、現在の耕作で一括農地の買取、賣渡事務の指揮に支障を來さぬ範囲内で重顧的に指導する』に止めるよう指示し【資料】尙、

(2) 昭和11月11日水曜日十五日（第115回）及び、11月11日（第116回）の農地理事會では、『國立中央農業試験場の題延が、英連邦代表、ノルマニア代表から非難された。總司令部天然資源局の係官からは、賣渡遲延の理由として『實在してより各種の農地が多くのものたり、しかもそれがなつたまゝで小作地に賣りわたるから』、經濟的的作業單位の農地として賣りわたることの必要【資料】「[昭和11年5月]」から、『交換分合を取る农地に於ては交換分合より何處で行われる様に農地を取り組んで置く』【[昭和11年5月]】水曜日『小作人に對する賣渡は幾分遅れ、政府買取の方がどんどん先に進む』【[昭和11年5月]】であり、『賣渡件数は漸次増加し、一九四七年十一月から一九四八年三月までの間のある時期に最高潮に達』し、『その後は賣渡計画は買收計畫と順調に足並を整えて進行する様定である』【[昭和11年5月]】と説明された。

註 『第15回農地理事會臨時議『[昭和]第5回』、[昭和]11月11日及び『第116回農地理事會臨時議』〔テレホン〕「[昭和]11月11日」は、その方針として、農地の買上計画と賣渡計畫は之を別個に立て、先や後から農山地を進めるが、主張している『[昭和]11年5月]』。

(3) 昭和11年に入り、確定された新規限界でも1年を越すものとなり、買收完成、賣渡促進、耕作の支拂・貸取・贈与など、今後處理すべき問題が出現してくる状況にあるので、被られた日數を有效地に計畫的に利用するため、買收、賣渡、賃借支拂、賃借徵收、交換分合に關する昭和11年3月中のスケチ「一」について、各農地事務局毎に、豫め各都道府縣農業局と充分打合せた前提を帶びて、『[昭和]11年5月]』。

『賣渡後からも市町村農地委員會によりて交換分合面積の推進を行なわれよう近づく法令の改正が豫定されて』あり【資料】、農地集團化事業は、農地解放後の農地政策の1環として、太格的に關するものと解説された。ところが、11月6日、終結『農地の集團化のための交換分合の促進に關する件』と題して、『農地の買收が大半完了した出の際賣收した農地の賣渡を急ぐことの重要であることは必ずしもであるが、賣渡に先立つて集團化のための本筋を出来るだけ行な事が望ましい』、『農地の集團化のための交換分合を關心せよやみに農地の賣渡を急ぐことを市町村農地委員會には出来たまゝ速かに農地の集團化のための交換分合計畫を樹立せしめ』との農地局長通達が示されている【資料】。而して、日からやし、『[昭和]11月の買收賣渡についてでは其の筋から買收農地の七五%賣渡の要請がある』いた【資料】、「全農業統計」第5三號【資料】、11月11日、電報を以て『来る七月一日迄に大部の賣渡系體を完了せし』と指示し、各都道府縣に關して賣渡のスケチ「一」の農山地を命じて、『[昭和]11月11日】農地の賣渡の促進を以て、『[昭和]11月】』。『既に賣渡の申請欄に入つてしまはれはならぬ』。総の11月11日中の賣地成績が『全國的に見れば機轉に反して低調である』たことが、直接の動機である。

前記、總司令部と農山地賣地計劃（11月11日）では、三月中に10萬面歩、三月後半に累計10萬面歩の面積となつていたが、實際は三月中に15・五萬面歩、三月後半に累計4万・八萬面歩（農業統計報告書による数字）である。即ち当初の計劃超過した、三月中に14・六萬面歩、三月後半歩（農業統計報告書による数字）である。但し、三月中に14・六萬面歩、三月後半歩（農業統計報告書による数字）である。

年十一月末には、賣渡の進捗率は九四%に達し、賣渡未済は約八萬四千町歩。賣渡未済の大半は反発等技術的理由で賣渡が遅れたものであるが、販賣の表に掲げたのは、それぞれの理由で賣分賣渡を保留されるものと見込まれたものである。

一九四四年一月になつて、『國有林產収入の取扱上及度を來たるなり』によるとするだぬ』兩年度にまたがる選別賣渡を認めた方針で、一九四三年度迄の買收分は、明確に賣渡保留すべきものを除いて、一九四四年三月三十日迄に賣渡を完了するよう指示した(前述111五頁参照)。

一九四四年三月末に於ける賣渡未済(保留)面積は、111.1110町歩と計算される。

註1 例えば、神奈川縣。前掲『神奈川縣農地改革史』一七二一九頁「執務参考」第二五號、五八一一大五頁参照。賣渡促進の實効に苦慮しつゝも、『交換分合を加強しなじて賣渡計畫を立てて来た承認申請書を、農業委員會が承認を擇上げて、委員長と縣の擔當者が市町を分擔し、集団化の爲の講習會等を開き、且つ縣の指針を定めて積極的に集団化を実現する市町大字等を奨励し』一七八九四町の集団化を目的とする交換を實施させたといふ。『選別條件を充実して立派に集団化を奨励した冒峰外多數の農地委員會の仕事は、將來御目ざされるであろう。又この交換分合の美名にかられて一部頭領が自己に有利に耕作したことは選別作物否定することが出来ぬ事體で』おつた、と『神奈川縣農地改革史』は述べてゐる(174頁)。

神奈川縣中郡金目村の事例は、既に既く紹介されている。〔金目村「農業生産五年計画など」〕

又、農民の高々級性によつて『經営が自ら眞面目か』、即ち、私屋村を始め、幾多の啓るに足る成績を認めしめたのは、正しく「下伊那に於ける農地改革」の特徴である。〔下伊那に於ける農地改革』一九四六年一月四日、八一五頁。新豊田】

埼玉縣桶ヶ谷郡丘町【同前、1】、福岡縣○市【新豊田】など。

又、神奈川縣では、『地主勢力が強し爲に、自作農側設立指監法第二十三條の所有權の交換は一件も手をつけることが出来ず、同法第ニ十五條の耕作權の交換を小作人に指示して、みそつて耕地を分担させたり』、地主領取をさせたりして選抜をあがめ山田部の委員會もあつた(『新豊田』一六八頁)。

c. 委員の不正買受: 烏賀縣八頭郡のある地區農地委員會では、『農地委員が地主と結託して耕作者から農地を購取し、不當な利益を受り、不正な改革を行つては』『地主二名は、小作委員某と結託して住宅地と交換すると解して五十戸の小作農家から見て十五町歩の農地を逕選せず、農地を失つた農民には救濟と稱して、面名所有者林の林木出し選抜等の山仕事に復役、低賃銀を給與して扶助を附隨していた。地主と結託した省管小作委員は、僅か四四の小作農であつたが、一町以上の農地所持者となり住宅の欲求を行なうなど豪勢な生活をしてゐる』〔新豊田】。

『農地改革の一應買收』賣渡しが済んで見ると、この委員より所を自分の所にまどめ、会社よりも一反又五反と面積をふやしたもののが数具さむだ』〔新豊田】といふ事例。新豊田が新潟県立農業試験場〔新潟】は、情質や意識からむし不正買受〔新潟】三五號C-1番脚注〔新潟】八八頁】の危険と共に、『農地改革』にも附麗ることは避けられなかつた。

II 買收に關する紛糾事件としては、會社所持農地の解放に伴り耕作者と、現在の耕作者との間のもの(例。檜原縣磐梯水市、知三町八民権をめぐる現。各四十戸の耕作者間の争い。愛知縣某工場所の三町歩に關する、地元農民と會社の「農耕隊」との争い〔新豊田】五一一大頁)。工事中の耕地整理組合地區における組合員と組合の入れた組合員以外の耕作者の間のもの(例。農業縣邑智郡川戸村におけるが音復耕地三四町歩をめぐるものの〔新豊田】一七四頁)。何種ものものは、佐賀縣の干拓地にもからねたつが、且立つ。他は、一〇・一・三の耕作者と現耕作者との間のもの等)。〔新豊田】一時賃貸など新作権の所在についての争い

その他、坂木縣上郡賀郡海瀬村〔新豊田】五二頁】、新潟縣西浦原郡小中川村〔新豊田】五四頁】、富山市新庄地区〔新豊田】五五頁】、埼玉縣入間郡南畠村〔新豊田】五九頁】など、各地に先駆的活動は示されてゐる。〔その他、各地の事例は、西村甲一『農業經營と農地の交換分合』に集められてゐる。

註2 『賣渡計畫の廻石』は直接、民の耕作権に影響することもあるから、買收計畫の承認以上に賃貸農地の選別が肝要である。〔二二四二三號】三三號『農地の選別の問題について』〔新豊田】。

I 『賣渡又は交換分合に伴う農地委員會自身が耕作権を無視して選出の越合』〔二二四二四號】三三號】五二三號『耕作権』を行つたことが、幸い發監した事例は、次の如く記録される。

a. 蒜都主への買戻: 山形縣西置賀郡本町では、農業協同組合理事の企圖にある一有力地主からの買收小作地のうち、七反三畠二二歩が同一世帯の娘に買戻されている(買收通知書と交付済)ことが、後日發覺した。回地主は、その他にも、五人の小作人から不法取上を行い、五人の小作人に詫し双方小作を強要してしまったことが同時に發覚した。〔新豊田】。

b. その他の、福井縣南條郡某村〔新豊田】五九頁】、山形縣臺上郡某村〔新豊田】七九頁】にも類似の事例がある。

b. 「交換分合」「適正配分」……『賣渡の際交換分合の美名にかられ、不法不當にも委員會獨斷にて耕作権を奪ひて交換賣渡をした』と云われる福岡縣鞍上郡西角田村〔新豊田】四九頁】、「賣渡の申告のなくともに賣渡したるもの、或は「適正配分」と稱して賣渡の相手方たるべき権利者を壓迫して買受の申込をさせなかつたもの等が損害事件あることが判明した】鹿児島縣贈与市成村〔新豊田】一頁】は、いずれも権限代行の跡象となつた。埼玉縣民王郡共耕田では『農地の適正化を圖るのだとよりうで、買收した農地を今迄耕作してしまった小作人に買戻さないで、他の小作人に買戻してしまつた』〔新豊田】一六八頁】。その他、

四四頁〔新豊田】一五二頁〔新豊田】】が主である。

[六] 宅地・建物・農業用施設の解放

(1) 「農地解放」が、單に「農地」の解放のみに限定されねばならない。農地と共に農業經營に不可缺な農業用施設の解放も亦、農地解放の一環として取上げられなければならないことは云々説がある。

昭和二十一年七月二十六日、閣議決定した第一次農地改革要綱〔地盤剥離法の實態に関する新規〕は、次の如く述べてはいる。

『國は、農地以外でも百姓經營のため必要な場合、古に慣行するの市町村農地委員會の決定によって買收するにこぎたる。』

(1) 採草地、宅地等農業經營に不可缺な農業用施設及び農業用施設

(2) 小額賦課地

右によつて買收したものの廻石は、農地に連づる。』

故に、採草地、宅地を例示してはいるのは、既に昭和元年以来の「自作農創設維持事業」においても「自作農創設に必要な土地」として、農地と同様に取扱われてきたことが念頭にあつたからであろうが、更に一步を進めて、農業用施設外にも建物・水利施設等の工作物から大農具・役畜などの動産に至るものと包含し、「農業用施設」全般に亘ることが必要であると考へられた。たゞ、大農具・役畜等は大農場解放の如き特殊の場合においてである。

この要綱に示された宅地・建物・農業用施設の解放は、自作農創設特別措置法第十五條として規定された。即ち、次に掲げるものは政府から農地の賣渡を受け自作農となる者の申請があり、市町村農地委

農会が買収することを容認と認めたときは、買収の猶豫しない。
 (1) 解放農地の利用上必要な農業用施設【例えは「水利施設」(後注)】
 「立木」及び「水の使用に關する権利」【後二者は、廿二年十一月廿六日の改】
 (2) 解放農地の耕作者が借りている耕地・草地・建物。【耕作地としても利用で
 て原稿に「立木」、「水の使用に關する権利」】

これらは農業用施設。宅地・建物の所有者は必ずしも解放農地の所
 有者と同一でなくてよい。「農地」の場合と相違するのは、買受人の解
 放申請があつて始めて運動することである。

買取及び賣渡の對價は、採草地については公定價格がないが、未耕
 地の場合と同じく、近傍類似の農地の時價に中央農地委員會の定める
 「一定割合」を乗じた額を超えてはならず。宅地・建物・農業用施設
 についても、中央農地委員會が時價を参考して定めた基準によらねば
 ならないとした【附註第五條第三項】。この評價基準は、廿二年五月
 七日の中央農地委員會第三回議會で決定され、五月十四日、農林省告
 示第廿一號として公示された。その要旨は次の如くである。【詳説
 第一章第105】

- (1) 採草地は近傍類似の農地の公定價格の四五%以内。
- (2) 宅地・建物が區別としてお過渡評價額の範圍内とする。(註2)
- (3) 著穀は、物質的糧食たる範囲内とする。
- (4) 木料施設
- (5) 特定の農地のために設置されている施設であつて、慣行上當然にその農地と
 共に所有權が移轉されるものについては、地主の権利として評價しない。
- (6) 慣行上農地と獨立に賣買されやうのないものは、溝渠・排水等はそ

宅地・建物の解放實績	宅地・建物の買収			對價を「財產税評價額を標準として定める」とことは、純農村地帯では見る角、都市 近郊で論議の際となり易かつた。特に、 僅少の農地を耕作するのみの副業農家が 借りて宅地・建物を安價に入手しよう とする不純な動きがみられる場合によ て、然りである。
	買 収	管 理	換 渡	
昭23年3月末迄	15,021,274坪	3,249,522坪	4,184坪	1,045
23年4月-12月	50,565,311坪	44,506,041坪	28,695坪	22,034
24年1月-12月	10,721,234坪	21,488,438坪	8,070坪	15,039
25年1月-7月(2日)430,1780	78,600坪	72,14,388坪		
累 計	80,590,599坪	1,372,505坪	76,458,369坪	40,250坪
				95
				38,118坪

(1) 買受者が農業經營とはそれなりに農業
 農業でなければならぬ。主なる所得が農
 農業以外の經營から得られてしづ場合は不可
 い。もくまで農業經營上必要であるのに限
 る。又住置・環境からみて、農地改革の一
 環として買取するのに不適當なものは不可。

(2) 所有者が戰災・復興・失業等の理由で、近く自ら使用するといひが相應する

の對價の價格。近傍類似の農地の價格の四五%以内にあり。その他
 のは、農機具等の建物の評價額に連する。

中央農地委員會の審議においては、農家の宅地は、農民については
 作業用地であるが、事情並びに賃借人において宅地造成をした場合等特
 別の事情があるから、財產税の評價基準によるときは対價となり過ぎる
 との意見が勝へ、かゝる點を考慮して對價を定むべきを宣言、附加
 されてゐる。【廿二年五月、農林省告示第廿七號】

註1 「小開闢可能地」も、特にこれに併記されていることは異味がある。

實地は農家の經營擴張のための自主的な未耕地取得は「開拓」計画のため
 の用地取得とは區別して、直接「農地解放」と稱せつゝものとして考えら
 れてこなことと被認定している。

註2 宅地・建物の財產税の評價基準は、採草地する區域毎に、實質價格
 に對する一定倍数を用いる。「一定倍數」は、各財務局で決定するが、概
 め中央から指示した買取價格を基準として定まるものとしている。買取
 價格は、大都市の外は、都道府縣別に、市部・町部・村部におけるため
 られるが、「市部」についての全國平均値(算術平均)を示す。

評價倍数 評定價

宅地(坪當) 五九倍 五四

家屋(坪當) 一一〇倍 一五〇圓

【農業省主稿、昭廿二年五月一日財務省審議通】

(2) 宅地・建物の解放は、運用上問題が多かつた。一十五年七月
 一日迄の累計で、宅地は、八〇、五九〇、五九九坪(一六、八六三面)。
 建物は、四〇、九五〇棟の買取が行われてあり、その數量は意外に大き
 い。宅地・建物の買取が行われたのは、主として一十三年以降である
 が、この頃になつて、農地と連つて公定價格のない宅地・建物の買取

る事情がある場合不可。

宅地・建物の買取はどの程度積極的に行われたか。農地と異なり、
 小作人の買取申出を要件としている點よりみて、著しく不均衡を示さ
 ないであろう。(註4)

註1 農家の宅地・生家の時價は、必ずしも市街地の宅地・建物の市價(日本
 本銀行行の市街地價格指標などに表わされる)と同じ動きを示すものと
 考えるべきでなく、農業用地の一部として、農地の時價と緊密に關係せ
 て評價をすべきものであるから、農地の時價が指標かれている以上、農地
 解放の一環として行われる宅地・建物の買取價格も亦指標かれること
 は不當ではない。宅地・建物の價格は調査されていないが、時代・家質は
 小作將以上に農地に調査されていることを考えなければならない。尙『昭
 和二三年(1933)好五丈大號買取價格不服事件の證言內容』、「農地情報」B
 1 B、二十五年一月、參照。

その反面、買取價格に「自作農制度」の目的に合致し、農業經營上必要
 な宅地・建物に限定されるべきであるところになる。

註2 今一反六畳餘を耕作するので縫工主とする業務とする者、畠六
 坪の農地の買渡をうけて、九十一坪の宅地を併せ買受。而も、買受人はそ
 の宅地に隣接して二坪以上以上の宅地及び建物を所有していふといふ例
 がある(高知県農業昭和二十三年(1938)第十九號、別添による)。

島根県那賀郡松川村農業委員會長の土地保全買受事件は、「資料」
 第九十七八號、大貢を參照。

註3 例へ、このものを法律改正で、宅地・建物の買取は、買取を受けた日
 (買取期日)から一年以内に買受の申出をしたものに限られることがな
 つた(附註第五條)。

註4 一四・三・10「農地開拓(抽出)」の結果から推せば、全農家の利
 用宅地中の備耕率は、解放前約一九%、その約五二%が過度解放と共に
 解放されたことになる。解放率を階級別にみると、最高山形八〇・二%
 以下、七〇・八〇%が高坂・福井・香川・六〇・七〇%が新潟・富山・秋田・埼
 玉・岐阜・岡山・五〇・六〇%が石川・北海道・滋賀・福井・德島・山梨・愛媛・群

二三・八・一六、仙臺邊地事務局は報告『新地整理組合、水利組合所有の施設の買収について』〔農業改革委員会〕参照。事例。着手縣福島金ヶ崎町高谷野新地整理組合〔五十九年正月〕。茨城縣新治郡高麗村、新耕地整理地區〔五十九年正月〕。

四 牧野解放

(一) 発端—立法過程

(1) 農地關係においては、年内買収完了を目指して大量であつた昭和二十一年後半に至り、突如持ち上つた「牧野解放」の問題は、總司令部の強い勧告に端を発する。その直撃の禍火線は、北海道において開拓あるべき土地が、牧野放に買収されずに残されていふことから印象を醸成した總司令部天然資源局の係官に強く與えたことにあるといふ云われてゐるが、「牧野解放」の基調を單に未墾地解放の促進強化に求めるところでは、その後に生ける問題の展開を理解することを困難ならしむる。「牧野解放」問題の根柢には、『惟うに日本の畜産業は世界で最も劣等であると断じて差支くない。政府の畜産政策は單に大畜産業者を助成することを主眼として來た』と云う批評〔新編アーリヤス氏が給食令改訂で著述した原稿「貿易」〕が横たわつていたことを考へてある。

昭和二十一年八月二十七日、總司令部天然資源局長は、農林大臣〔手跡〕に書簡を送り、『連合軍最高司令官及び其の幹部達は、農地改革を企圖した最初の陸より、「鐵砲」と云ふ字句は「農業生産物の生産の用に供せらるる敵の土地」を包含するものと解釋して居つた』と言明し、牧野解放を行つことは決定的となつた。

農林省では、牧野解放は不可避といつても、「農地」の定義に牧野を含めて、田畠と牧野を同列に扱うことは、田畠の利用が極めて集約的で、牧野経営は、通常耕作による造林による適した利用価値の乏しい土地で行われてゐるので、牧野と耕地とはその經濟的價値が著しく異なつてあり、その利用形態も共同利用が極めて多く（個人利用二八%、共同利用七一%）我國においては、不適切であるとして反對した。田畠牧野を含めて平均三町歩〔一町歩〕の総面積で切られることを特に警戒したのであるが、とにかく問題は、故に事務的な技術的段階に入り、「農地」の定義とは切り離して別に「牧野解放」として規定することになった。かくて、二十一年九月十五日、農林省から總司令部に提出した第一次草案は、次の通りである。

牧野の解放に關す件		一一一・九・一五
1' 牧野の所有者	1' 牧野として左に掲げる面積を超える牧野を所有していふ場合	政府は、原則としてその超過面積を買収する。
北海道 1般地域	主務大臣の指定する家畜生産地域 同一五町	平均一町
都府県 1般地域	主務大臣の指定する家畜生産地域 同三町	同三町
中央農業委員會は、都府縣別並に「1般地域」及び「生産地域」別に前項の面積を決定する。都道府縣農業委員會は、中央農業委員會の承認を得て都道府縣別に「1般地域」及び「生産地域」別に面積を決定するところがわかる。		
1' 買収が「1の面積を越えての場合は、其の超過部分は、政府は買収しない。		
中國又は本邦面積が公用地や公用に供していふ牧野		

② 参加の農家が共同に所有し且つ共同に利用していふ牧野及び試験耕作所とする種地耕作の目的に従つていふ牧野や、新潟府條頓耕作組合による

③ 家畜の放牧場上必要な牧野として農林大臣が指定したもの

三、買収及び賣渡の事務は、原則として新潟府農業委員會が行つて、買収面積が1町歩以上北海道に四十町歩、都府縣四十町歩以上のものについては廿町歩の買収面積を決定する。

四、農林大臣の指定する新潟府農業委員會の請認機関として牧野

買収面積を定めることとする。

五、当件農業試験耕作組合の議定に依る。

これに對し、翌十六日、NRSは次の如き修正提案をした。

故牧野買収に關する農業改革法の修正についての草案(一九四一)

一、法律により、不耕作地、牧野地等がなされる在耕地及び自己の所有地に付牧野經營を付与する者に賦課する面積の差異を廃止する。

A、不耕作地には放牧耕の帳簿が置かねばならぬ。

B、牧野經營をなす在耕地の所有面積が北海道は四十町歩、本州・九州・四國においては三十町歩である。但し、農地と牧野との合計の保有面積が北海道においては五百町歩、本州・九州・四國においては一百町歩である。

C、自己の所有地に付牧野經營を付与する者に農地と牧野の保有面積に付牧野經營を付与する者に賦課する面積の差異を廃止する。

D、北海道上放牧地の買収に關して第三十條及び第十三條に規定する價格及び報償金の形式を規定する。

E、放牧上放牧地の買収に關して第三十條及び第十三條に規定する價格及び

價格に出足して新設する。

三、法律に實質の方法及び小作人の土地への賦課が規定する。

A、農業地に歸して耕作されたり買渡及び販賣の手續を放牧地に適用する。

B、買賣人が買取の由來より土地などの持主が自口の所有地に牧野經營を付与する者が保有するからして牧野經營を付与されなければならない。

四、第三十條及び第三十一條に規定する【農地】は次に區別されよう。

A、市町村及び部落の所有する放牧地で共同利用するもの。

B、政府機關により所有され、使用されていふ放牧地又は教育施設として認められた放牧地及び其の試験耕作の用に供せられていふ放牧地。

C、農林大臣の指定する放牧地。

五、昭和二十一年十一月二十三日現在の事實に據りて農地を買取するに當る放牧地の買収に適用する。

九月二十一日、政府は次の如く回答をした。

牧野解放に關す件

一一一・九・一〇

昭和二十一年九月二十一日現在の事實に據りて次の點に回答する。

1、不耕作地は牧野と既存田地は同じと見てよい。

2、在耕地に付牧野の保有を認めた者は、其の所有地に牧野經營を付与する。

3、耕作地主の保有面積にてて在耕地の賦課を廃止する。

4、牧野の保有面積の賦課を廃止する。

5、牧野の保有面積が農地の保有面積と合計して北海道は五百町歩、本州・九州においては三百町歩である。

6、農地の保有面積にてて在耕地の賦課を廃止する。

7、農地の保有面積にてて在耕地の賦課を廃止する。

べて不耕者に廣大な面積の牧野が、1走面積を超える部分を貢献する。
②北海道は主務大臣の指揮下で教育機関の所有する牧野で事実試験研究
の目的に供ねている。

④前各點に據り、この点が畜産の改正農業法の必要上特に主務大臣の指定し
た牧野。

⑤所有者が自ら利用していながら駒を疾病その他の原因の基準で1時令件に出
てする場合において近く所有者が自ら利用するための特權がある。この
場合において買取されない牧野の面積が、該地と合せて保有限度を超
えない。

第六 牧野の買取は、市町村農業委員会(農場の場合は)、都道府県農業委員會(農
の定める牧野買取計画)により行う。

牧野を買取する場合の割引は、從前通り近等額の單純の割引の四割五分以内である。

第七 牧野の買取は、農地と同様原則として昭和11年1月1日現在の
事實に基いて行なう。

第八 買取牧野は可耕な區分自作農地の用に供するが土地の状況による分離
不適切な場合は、牧野の集約利用を促進する條件の下に共同利用の方途を講
ずる。

この要綱に基く法律案は、他の改正案と併せて、「自作農地改訂明
指標法の一部を改正する法律案」として、十一月六日、第一回會に提出
し、農地調整法の一部改正法律案と共に、十二月八日成立、十二月二
十六日、法律第二百四十一號として公布、即日施行された。然し施行
命令施行規則は、總司令部との接觸に時間を費したため、同時に公布す
る運びに至らず、一ヶ月近くを経た1111年1月11日に漸く公布。

施行を見るに至つてより。

註1 「農場」は「耕作の目的に供される土地」と定義しているが、「耕作」
の翻訳 cultivation とは、tilling of land and husbandry を翻訳すると
解きわたるものである。

註2 同題旨の説明が、1113年3月16日の中央農地委員會第五回議會に
おいて、遠隔養殖問題がなされてゐる。但、大和田哲氣『改正農業法の
解説』(1114年1月)には、神農なる説明がなされているが、大差はない。

註3 銀崎属西組合長である北海道銀崎郡銀崎村の神牧場主、神八三郎氏
【銀崎八三郎】の主張である。

その其後を紹介しよう。

『銀家一戸營理家畜頭數及所要面積

1、主畜五頭、生産四頭、飼養頭數九頭(但し當歲を含まず)
説明 馬は米作に比し上級馬二十石、中位馬十石、下位馬四石とし銀
の馬匹は上位四石中位五石なるを以て反駆五株四町歩の水田經營農家
に配賦す。

1、自家食糧頭所要面積 一町五反

説明 銀家一戸五名とし米一日一名四合六升とし馬飼育に掛かる十俵
出の所要面積一反、其の他食糧作物一名二升、計三升、五名にて一町
五反とす。

1、牧草畠所要面積 五町七反八畝

説明 一一五月迄一五〇日間令飼一頭一日三頭とし其の所要量四五〇實
牧草反八尺〇一とし其頭分所要面積五町七反八畝。

1、農厚飼料(無麥)畠所要面積 一町一反二畝
説明 一一五月迄一五〇日間令飼一頭一日三升とし其の所要量九俵反駆
四町とし五頭分所要面積一町一反二畝。

1、多汁傳媒類面積 一町八反

説明 テントヨン 無人入等 一頭當り二反の割

1、生住地及家畜放牧面積 四町五反

説明 一頭當り五反、九頭分四町五反

計一四町七反

1、半開放牧地(一戸當り)二五町
説明 一頭當り五町歩 五頭にて二五町
合計 三九町七反

但、この四十町歩の施設については、その後銀林省仙臺農地事務局と北海
道農業試験場機械支場などが共同して、根釘地帯の越冬調査に當り、一般農
業經營の實情は四十町歩以内であり、現在の放任的な農業經營を切り替へ
ることにより、その水準を源中村林内原野の農業目標以上に引き上げる
ことが可能であり、經營生産力も本州五町歩の農家以上に有力であると結
論づけられる。

註4 畜產局の調査によると、北海道二十町歩、銀南縣五町歩以上の牧場經
営者数は、北海道七一・一、都道府県五〇、計七六一。

(二) 準 備

(1) 行政機関、郵便局等 牧野解放は銀林省内局において、農地
部の專管ではなかつたが、本來「牧野」を專管する畜產局は、牧野解
放事業進行の主導的立場には立なかつた。

(1) 審査は、地方に「牧野委員會」を設置し、買取及び賣渡に關する
重要事項はその意見を徵するものとし、この「牧野委員會」を畜產局が
主導する構體でもつた【三三三・三三三・三】。これは、未經地解放が、法律
上農地委員會の権限に屬さしめてる買取・賣渡計畫の樹立について
開拓委員會(知事によつて任命された關係行政機關の職員等により構
成)の「道地選定部會」・「大権選定部會」の事務官の主導権を握つて
いる先例に倣つたものである。然し、これは前述の通り總司令部の
承認するところとならず、たゞ、(1)保有限度以上面積の牧野の買取及
び賣渡に關する事項、(2)利用の集約化による經營の維持可能とみて保

有面積を大幅(二割五分以上)に割る認定買取、(3)管理換(所管換所
屬替)といふ限定された事項に關する統技術的諮詢機關として『都道
府縣知事の指定する都道府縣又は市町村の事務職員の組織する團體の
設置』【指派並行規則】が認められた。この構成は、都道府縣に設置され
る場合は、普通農事・山林・音響・農業經營・開拓關係技術者各一名
宛、支廳・地方事務所又は市町村に設置される場合は各一名宛とする
【二三・三・一大六、二・三・三・三・八・八・五】、畜產局長は後、二十一】。この協
議會(所謂牧野協議會)について、協議會費は一萬三千圓の國庫補助
金が、1111年度追加算に、四大都道府縣議會から、1114地方
協議會(十七道縣)がつけて計上された。市町村については、補助金
もだく。關係技術者もなしで、北海道を除き設置されたものは殆ど
ない。地方事務所又は支廳管内の協議會は、殆どみられぬ活動はなく、
都道府縣議會にあつてこの活動は一般に不活潑であつたと云われる
。尤も、『農地委員會は牧野協議會の意見を充分尊重すべきである
が、その拘束を受けない』【通釋】の通り、『夫々事務職員の専門技術
に立脚する意見の協議機關でもつて表決その他のによりて會としての意
見を決定する機会議法機関ではない』【三三・一〇・一四四、三三三・三三三・三】
【三三三・三三三・三】のものから、専門技術が系統的に
役立てられてゐれば、その使命は達せられてくるのである。後述の昭
和1113年秋の「民間牧場」の指定の際は、最もその機能を發揮しう
る機會であった。

(2) 牧野解放事業に從事する地方職員としては1111年度追加

指揮官第40號の2、第1項第3號の面積及び同様第2項の區域別面積(23年6月8日現在)

都道府県	中央農地委員會 決定面積	區・域 别 承認 面積
北海道	20.0 (68區) 最高 40.0, 最低 1.5	
青森県	12.8	—
岩手県	23.9	—
宮城县	6.3	—
秋田県	14.0	—
山形県	6.6	—
福島県	8.4	—
茨城県	4.3	4.8, 4.4, 4.5, 4.0, 3.8, 3.1
栃木県	4.9	18.3, 6.0, 4.7, 4.4, 3.9, 3.5, 3.0
群馬県	4.4	8.8, 6.0, 4.4, 3.8, 3.4, 3.3, 2.7, 2.2
埼玉県	3.3	—
千葉県	3.9	4.4, 4.3, 3.7, 3.5, 3.3, 3.1, 2.6, 2.5, 2.3
東京都	2.5	—
新潟県	2.6	—
富山県	4.2	—
石川県	4.0	—
福井県	3.0	—
山梨県	3.0	—
長野県	3.3	5.3, 4.3, 3.9, 2.6, 2.4
岐阜県	5.0	—
愛知県	5.7	—
三重県	2.6	3.3, 2.3, 1.9, 1.8, 1.7, 1.6
滋賀県	2.7	—
京都府	2.7	—
大阪府	3.0	—
兵庫県	2.5	—
奈良県	2.2	—
和歌山県	3.1	5.0, 3.1, 2.3
熊本県	2.3	—
大分県	2.2	—
宮崎県	2.2	—
鹿児島県	2.2	—
沖縄県	6.6	7.1, 5.9
鳥取県	5.7	(99區) 最高 31.6, 最低 2.2
岡山県	5.7	—
廣島県	3.8	6.4, 4.2, 3.0, 1.8
山口県	3.3	—
島根県	2.9	3.9, 2.5, 2.3
香川県	2.3	—
愛媛県	2.5	2.5, 2.3, 2.1
高知県	2.8	—
福井県	3.1	—
佐賀県	4.5	—
長崎県	3.1	3.9, 3.4, 2.9, 2.6, 2.4, 2.1
熊本県	7.0	12.7, 11.2, 5.6, 3.1, 2.6
大分県	6.4	10.1, 8.4, 7.4, 7.1, 6.8, 6.4, 4.8, 4.4, 4.3, 8, 2, 7.2, 1
宮崎県	5.0	8.0, 6.0, 4.5, 4.0, 3.0
鹿児島県	3.5	5.2, 2.9, 2.5

決定された面積は、四月二十日、農林省告示第七十四號で告示された。北海道(六十八區域)は五月十二日、他の十七縣は六月八日の中央農地委員會特別委員會の決議をうけて、それぞれ地帶別の面積を定めた。その状況は、前頁の表の通りである。

尙、中央農地委員會で決定された面積に對して、仙臺農地事務局より、「十三年四月六日付農業部長會議の決議に基く『過大にして質張に關する、牧野解放の質をあげることなく本件を再検討せられることを願ひ頼む事』」と、農林省農政局長及び資糧局長に打電し、これに對して、本省からも中央農地委員會の意見を呈上し、該處の所有面積に追加回答していることを附記しておく。

(3) 解放見込面積 「牧野調査」及び「牧野臺帳」については、前に述べた(正解)。一十三年一月二十一日、農林省令第十四號「牧野調査規則」が公布されたが、申告用紙及び臺帳用紙が都道府縣に配布されたのは三月末となり、申告書の提出期限を五月十五日迄に延期した。一十三年五月十日、高知縣知事の照會に對して、資產局長より、「牧野調査は農政局が行い、牧野臺帳作製は資產局が行う別個のものなり」と回答しているように、牧野臺帳作成は、當面の牧野解放事務からは分離され、牧野解放を機に今後は牧野管理のためその所在を明らかにしておくことに備蓄があつかけていた。牧野臺帳は、昭和二十六年三月末にあつて、北海道及び内地では比較的牧野の少ない十數府縣の集

員會に提出し、委員會において第一案が採用されている。(太二)

委員會では、委員から、宮城の大町歩に對し着手の二十三町歩と著しい差があるが、果して、着手點でそういう『農民的牧野經營』を行なえているのかどう、突込まれてあり、幹事(資產局長)から、それは各縣因でその牧野の分布狀況に應じた數地帶に分けて定めることによりて實際に合せることができるであらうと答擇してある。委員會はなるべく地帶區分をするよう附帯決議した。(太二)

計が完了した結果である。牧野調査の申告結果の統計は、「一十三年七月、農地委員會をして早急に行なしめたるのがある(正解)が、この

面積は申告そのままであり、農地委員會の繁忙の最中に行われたるものであるから、かなりの誤謬誤漏は免れないのである。

牧野解放見込面積は、北海道十萬町歩、内地十萬町歩と稱された。

〔附註〕(正解)に於ける「牧野解放見込面積」は、云う迄もなく、農地の場合

改訂の牧野調査規則に基づく牧野面積及び解放見込面積*

	全 國	北 海 道	岩 手	秋 田
牧野總面積	946,448	183,897	262,908	122,897
内(馬)作業面積	300,035	76,116	47,982	18,781
内(馬)耕種面積	921,740	97,519	36,253	62,745
内(馬)耕種面積	322,073	10,262	178,673	41,371
内(馬)耕種面積	165,200	62,889	5,523	5,223
内(馬)耕種面積	90,650	9,967	52,922	300
内(馬)耕種面積	74,550	—	—	—
内(馬)耕種面積	178,970	—	—	—

II. 改訂の牧野調査規則に基づく牧野面積及び解放見込面積(「農地

	北海道	岩手	秋田
牧野總面積	334,116	165,200	62,889
内(馬)耕種面積	155,446	90,650	9,967
内(馬)耕種面積	178,970	74,550	52,922

* 22.7.16 附「二農地總745號、農地委員會部長照會による調査(「農地改革議論」第47號、2頁参照)」
** 改訂の牧野調査規則は、「資料」第54,55合併號、15-16頁を見よ。
府縣別には、「資料」第54,55合併號、15-16頁を見よ。
** 「牧野調査」の実際による「牧野」である。從つて、肥料用耕草地を含むものである。國有林野の利用面積は含まれていない。

○「二百萬町歩」と同様、机上計算によるものであるが、農地の場合と異なり、牧野解放決定までの経緯から後日に觸れる所がある。極めて内輪に見積られてゐる〔資料〕。

牧野調査の申告に基く農地委員會の牧野解放見込面積の報告は、別表〔資料〕の通りである。これは、「農地解放」の際の所謂最初解放見込面積程度の意義しか與えられない数字である。

牧野の面積、特にその解放見込面積は「牧野」の実業の仕方如何によつて、著しく相違するものである。

(I) [三] 運用

(I) 牧野の定義

(1) 従来、「牧野」とは、牧野法にある如く、家畜の生産・飼育のために放牧又は採草の目的に供せられる土地という概念であった。牧野解放における「牧野」も、放牧地・採草地に大別されるが、

(a) 採草地には、『禁令の飼育と無關係な自給肥料の採草地』がある。〔禁令・禁制、禁制放牧地、禁制採草地〕。この處では、1頭の概念よりは廣い。これに關連して、カヤ刈場は「牧野」よりも否かを詮議した。^(註)

(b) 家畜の放牧採草に利用されたら、十埠であります。「樹林の目的での他家畜の放牧及び採草以外の目的に供せられたる土地」は除かれる〔禁制・禁制〕。この意味では、牧野法の禁制の概念よりも狭い。驅逐行政と休耕行政との關係に幾多のトラブルのある當時の状勢にあって、解放の範囲となる「牧野」も、「山林」との關係を明確にしておくことが、最も決まり件であつた。この問題は、後述する

優秀な民間大牧場の買収除外指定をめぐる問題と共に、牧野解放事業運営上の最大難關であつた。

この問題の出発點はあらう、「山林」と「牧野」の限界に明確な一線を引くため具体的な基準を設けることとなり、その検討は生じて畜産局と林野廳〔禁制〕との間に幾度に行われたが、概要は陳述度^(註)○・四九一〇の土地を牧野いやふさう畜産局側の主張に對して、○・三米海セヤシの林野廳側の主張が通り、○・三以上の土地は原則的に「林地」しかしれに該當する樹林地・天然更新造林地・混牧林、及び、これに該當した樹林伐採地。山火跡地などは、牧野でない事と認定。一十三年四月二十八日、農林次官名で通達された。曰く、「『禁令の放牧又は採草の目的に供せられる土地や林木育成を中心とする目的とする』且つ、樹冠の陳述度○・三米海のものは牧野である。混牧林、自然生雜木林等は牧野であるが否かはこの基準によりて處理せられたい」と〔禁制〕。○・四・禁制の陳述度○・三のものは、牧野に關する殆ど唯一の試験研究であるべき、林業試験場高萩試験地の1業園一樹種の陳述度○・三、○・四、○・五の抵触地と無抵触地の出荷結果の結果として、○・三の区域が最も多くなるのが、その根拠であつた。〔禁制・禁制〕

この決定に關しては、北海道・東北一帯に北海道から、激しい反響があつた。北海道では、牧野總面積三百六、九五〇町歩のうち、陳述度○・三以内のものは八三、八九七町歩(五三三歩)であるといつて「禁制五百一十六、禁制五百一十六」と算出する。殊に、牧野解放問題の端緒となつた根室帶

の放牧地の大部分を占める混牧林は、「牧野」ではないといひ、これらの中帶での牧野解放の意味は殆どなくなる。例をあげれば、「牧場」は、農地と「牧野」合せて五十町歩に歸し混牧地約千町歩とする帶域である。

(2) ほんとうの矛盾をはらんだまへ。一十三年七月一日、十月一日、十一月一日の三回の買収期日を迎えた後、十一月下旬に至り、たまたま後述の民間牧場指定の問題が最高潮に達したのと時を同じくして、「牧野」の定義再検討の可能性が及ぶる農業課の係官から農地部に示唆され、林野廳・畜産局と農地部の間に再検討の結果、「従来の定義は林地との關係で地域により實情に合ひず牧野解放の趣旨が徹底しない場合もありたので」これを次の如く一部訂正するなどとなり、十四年一月十一日、農林次官名で通達された〔禁制〕。

『禁令の放牧又は採草の用に供せられ、且つ、1頭当たり林木育成が半目的のものに供せられる場合は、樹冠の陳述度○・三又は山の十埠は、1頭当たり10埠とする。』

然し、林木育成が半目的のものに供せられる場合は、樹冠の陳述度○・三で1埠に供せられる場合は、樹冠の陳述度は不適當だ場合がある。つまり、禁令の實情に合ひず牧野解放の趣旨が徹底しない場合がある。但し、右の場合の面積は、放牧地にありては禁令の頭着りの所要面積三町歩以下(十埠)。禁牧事件の發生していない所では最高大町歩以上(十埠)に放牧頭数を課したるものでなければならず、採草地においては頭着地に供する場合を禁令の貪欲問題による所要面積を反対の面積(反対面積三町歩以下)と定めたもの、即ち用に供せられる

場合を禁制牧場と記す)とあるのと並んで、陳述度地面積に堆肥の所要量(陳述度^(註)11町田の面積)を乗じ、それが該當する面積(禁制に付した山地等の面積)で除したものが四分の一でなければならない。』

即ち、陳述度○・三の原則は、1頭当たり10埠、「林木育成」が主な「放牧・採草」が主な不明のものに付しての割合の基準は陳述度にかられず、放牧採草の利用率によるところに發展させたもので、議論の立て方が前回に比し遙かに精緻となつてゐる。

この新定義に關しては、更に具體的取扱の細目について、十四年一月十一日、〔廃止〕の通達がなされたる〔禁制〕。

この定義改正による解放見込面積の増加は約十萬町歩、内北海道が七萬町歩を占めるに見積られた。北海道機械地帶では、後述するように、牧場面積を「防駆除牧林」に編入するよう新たな面積を示すに至つた。

(3) 十五年九月十四日に至り、再び、牧野の実業の運用に關して、今回は『株式会社の關係における林木育成の目的に供して供してみるか否かの審定』の基準を通過してしまる〔禁制〕。株式会社の規定による施業率が課度され、實行されたる区域、都道府縣漏減計畫の都合で施業率の課度が通過してしまるが前に譲るる区域、保安林地入区域で保安質標のものと付したものは、「林木育成の目的に供せられたりまつて」である。但し、前述の十四年一月十一日附の農林次官通達の基準に該當するものは、實務通達の趣により牧野として處理すべくこの題旨である。

この建議が出来た場合には、既に一九三三年七月末、先ず農地部側から一九三四年四月二十八日の次官通達の運用に關連して「林木育成の目的に供する土地」の範囲を明確にしてようと提案しているが、決定までに至らなかつた。一九三四年一月二十一日の次官通達が出来るや、林業者、畜産業者の側からこれに反対する動きがあらわれ、今度は林野廳側より、再び「牧野貿易行き通達の是正のため「林木育成目的」の明確化の要求があり、主として「施設等に準據する施設の有無」とを條件とするか否かをめぐつて、一九三四年六月頭より、断續一年以上論議された結果右の如く決定されたのである。

註1 法文上は牧場、カヤ刈場も「耕草地」となる。然し、營農用に用いられる部分が少なく、主として製鐵用、漁業用、海岸防風用、燃料用、家庭用品、屋根瓦用等に使用されるもの多く現實から、カヤ刈場をすべて「牧野」とみなして解放の對象とすることは、本旨ではないとして、同規制には開拓用以外の目的での利用をねらおるとときは自作農試験部指揮監査法の規定の範囲から見て第1條に「牧野」ではない」との解釋を通過した〔通釋〕。カヤ刈場、盜刈場の面積は、昭和六年の山林局の調査によると、全國で約九十一萬町歩と云われる。長崎縣で、カヤ刈場の買収をめぐつて争議が起り、邊に農地令から係官が現地において折半調停（ $\frac{1}{2}$ を買取）を行つたことから事件があつた。

註2 球磨郡（熊本県）にいはるは、林業用語で、櫛冠の垂直接面積と乗地面積との出合であり、櫛冠の櫛盤度をもらわむ。櫛冠の櫛盤度は、車生に影響を及ぼすので、櫛冠の櫛盤度が制限されただのである。

註3 越後郡は、北海道農林務部、青森管林局、林業試験場の文獻をあげ、北海道の牧野施設等の指導は標準を櫛冠と乗接度〇・七五としておるのであるから、その後の手入の點に場合を考慮にいれれば、〇・八五程度迄の土壠で放牧権利を行つておるのは牧野として取扱うことは不當と云えないと主張し、諸所、陳情度に拘らず實情に即して取扱うことを聞く

ことに落着いた。

次官通達の中の数字の基礎。年間放牧日数一二〇日は放牧家畜の平均放牧日数で畜産局の統計。乾草三〇貫は林業試験場の統計と過事実驗場の統計の平均。堆肥所要量三五〇貫は農政局總面積に応じて、反対堆肥消費量を基を算出したもの。家畜一頭當三町歩は、日本最優秀牧場でも一頭當二町二反、最高限度四十町歩未定の若鹿は一頭當四町歩を標準としているから、その中間をこつたもの。北海道の大町歩は、混牧林になること深・崖・溝等が多く五割は使用に堪えないので四町歩の五割増としたもの。

照用採草地で四分の一を張するは、堆肥貯料は採草地からばかりでなく農地からも来るもので年々に得ておるものといふ。更に乾草で堆肥をつくる場合、乾草量の二倍の堆肥の製造が可能であるところからである。

「この次官通達に依つて行なう面積の計算は、この土地の主たる使用目的を制定する手段として行なうものであるから、これに依つて得た家畜一頭當りの面積、農地一反當りの牧野の面積を以て直ちに開拓地における附帶地面積の決定、或いは農地開墾法による使用権認定の際に用いし得るものと認解することなし機会に關係方面的の指導に留意せられたい。」

【附註】

註4 北海道東海岸十勝支廳管内農園村より採金支廳管内齒舞村に及ぶ太平洋オホツク海沿岸で、幅約二新ノ四新（特殊地帶では十六新に及ぶ新がある）の地帶、面積にして約三萬三千町歩を、昭和二十四年三月二十四日、四月二十九日の二回に亘り、北海道知事は森林法第十四條の規定により防風・防潮の目的を以て保安林に罷入した。この區域内には、該地の一五九民團牧場の中の二〇牧場を始め、多くの牧場面積が含まれてゐる主要農業地帯であり、北海道農地部では、この區域の中に、約二萬一千町歩の「牧野」（一九三四年一月二十一日通達の定義による）が含まれておること推定している。この地帯は概ねカシワを中心とする闊葉樹林で、牧野の草生を維持するためには須るものであるが、耕種的價值は殆どないところかられる。昭和二十一年十月頃より、未熟地解放が活潑化す

るにしたがひ、土地所有者が放牧する氣運があられたので、該地では、無限な伐採は防風・防禦の觀點より内陸農業に重大なる支障を與えるものとして、伐採防止のため、一九二年未から群衆に警手して、一九三四年三月四月、保安林に罷入したものであり、防禦を目的とする保安林の規定がないので、防風・防潮の名によつて行なつた。この地帶の混牧林は、家畜の放牧が主要目的であるから樹木の伐採を禁止することは、放牧のためにも好都合であつて、牧野解放と保安林指定は両立するとして、邊境農地部では、牧野買収は支障なく行なれるとの見解をこつたが、本政部・經濟部では保安林に罷入された以上林業用地であつて牧野ではなく買収不能と主張して罷立し、一九三四年六月には農林省の農地部及び林野廳が共に於いて邊境の關係部を交えて懇談したが、見解離立のままに終り、解決が未だつたが、眞に辯證術的に、森林の造成保全の施業を必要とする部分を本埠として扱うことには意見が一致しているので、實態を再調査して不適な御説から邊に罷入されたものを正しく眞に防禦に必要且つ効果的な保安林地域を設定するため、農務・技術者による「邊境地帶防禦林設定調査團」を編成、その指輪を尊重して保安林として牧野買収から除外すべき地域と、保安林を解除すべき地域とを定額。農地部と林務部の間にあつて協定することで、解決をみた。〔一九三四年一月、漸く一段落した。〕

註5 離島群島岳にて、關東電力株式會社所有地を買収したこと、昭和十七年森林法による森林施設業区域であるとの理由で訴願があり、縣では施設業はあつても施設されておらないから牧野であるとしてこれを棄却。且下訴審審議中の事件がある。

(1) (II) 買收除外 特に民間牧野指定

用 (1) 買收除外 牧野解放の場合の「買收除外」の範囲は、(1)公用用・公用牧野、(2)共同利用牧野、(3)試驗研究用牧野、(4)農林大臣の指定牧野、(5)一時賣貸中の小作牧野である〔指證法第四〕。(1)は、都道府縣

及び市町村有敷野で公用・公用のものに限定された。(2)は、共同利用の共有牧野を除せんとする原素が、市町村有・部落〔指證〕有又は農業臨畠組合有の牧野で、共同利用者一人當の利用面積が保有限度をこえぬ範圍内となつた。

(1) 公共用・公用牧野〔指證法第四〕 一九三三年三月一日、地方廳に通達して指定すべきものを申請させた〔二三編第三八四一號〕「公」有料たると無償たるを問わず、受託者の範囲が限定されないものは、「公共用」とされる。地方自治法第十條の規定による住民權による使用も亦「公共用」とされた〔二三八・二一四・二三五編第三八四二號〕「公用」三八件、五〇一〇町・公用一四一件、七一・七四三町歩が、一九三五年三月二十五日農林省告示第71号で指定された。

自作農創設特別措置法第40條の 3第1號の指定狀況				
件 數	全 國 面 積	北 海 道	岩 手	内 陸
公 用	38	—	5	5
公 共 用	141	75	52	—
公 用	56	—	17	196
公 共 用	436	160	2,671	—
公 用	4,088	—	392	—
放牧地 計	922	—	3,003	—
放牧地 計	5,010	—	—	—
公 用	57,898	41,812	6,848	—
放牧地 計	14,935	877	9,012	—
公 用	72,743	42,639	15,860	—
總 合	—	—	—	—

(2) 共同利用牧野〔指證法第四〕 牧野には共同利用形態のものが極

めで移り【三】へと進む。共同利用のものを強いて個人に分離する必要があるまいと云うのが、當初からの農林省の考えであつた。「共同利用」の規定は、定款・規約・申合せ。公組公課の負擔方法の如何に拘らず、利用配分・分配方法の實態によりて行うものとし、面積は標識によつて個人の利用面積の明確なもの以外は、總て共同利用と看做された【昭和二年農政局長官訓令第百八号「耕種面積の算定」】。本號による買收除外は極めて少なかったと思われる。牧野の分離による利用の集約化を旗印とした放野解放が、かゝる形態の利用慣行に觸れることを避けて通つたことは是非ともかく、この複雑な慣行に眞正面から取り組む準備がなかつたのが、内情であつたと思われる。「放野解放」は、入會權解消の要望に對して、何等積極的な援助をなしきなかつたが、青森縣中津輕郡野村の如く、三十九ヶ町村共有的共同利用一事保時代よりの慣行による一牧野【昭和八年十五年に亘る在籍の】の買收による個人分離が、關係入會權者全員から入會權解消の同意を得ることに遅く実現して行われたといふ例もある。他に、數々町村の共同利用のものが、買收を利用にして町村単位に分離されたものは相當にある。

註 昭和二十四年三月二十四日の「東農日報」は、「入會牧野に曙光」と題して次の如く報じてゐる。原文をいとわざ引用することを許されださう。

『その者、農民は定められた都に岩木山麓に集りドントンという木鼓を食糧に吊す特刈りと稱して手を垂て馬車を刈瀬自ら引つた分を持歸つてしたが、臨まずくて横取りされることが多かつたため馬の頭数により部落ごとに賦課地が定められた。これが入會權の始まりで地元の山麓代は絶対権限をもつて山の大キテを擁持するため山下（入會部落）から野火番賣を取つて保全に努め、馬糞（からき）糞を手取て部落間の不正を監督したり

道路修繕料、地租など一括負擔分を按分して徴収し、山下には二百十日前後各十日間の入山（草刈だけ）を許し、地元民にはその期間を除き自由に泥炭、櫻木、蘿草の採取を認む。時代は變つたが慣行は守られて來た。

明治八年の土地整理によれば、整地内に入會關係地（所有權の性質をもつた土地）は大字眞瀬地区の十五ヶ村大字持四百十二町歩反をはじめ大森町（三三三町）真瀬（一六一町）十面瀬（三五七町）十屋瀬（三三三町）大森町（四三三町）十面瀬（一一一七町）など二十七百餘町歩であるが、買收面積は約四千町歩といふ。約六十六大字持で千坪に達し、富士山麓に日本代表的入會地となつてゐる。

なみでも眞瀬地区大森町西兩面地七百三十五町歩（實測約千町歩）は複雑で六百筆にも達し、共有地のため手入をしならうと山下は採草地に混木が茂り手をかけられなくて困るが、さしあらく牧野も利用率は落ちて昭和二十二年に放野園紛争が調査したときに「惜しくことだ」と嘆辭を漏らしたほどであつた。個人所有になれば競争もなくなり、チヨシやクローバーなどによって渓谷地を少しほはは開闢出来る……これが動搖になりこれまで地元の反響で上層階層委員會は、本號による買收を村會にはふり寄らねばならなかつたが、大業農業部落からも眞瀬大字氏庭ふ二十一名の代表者が農地改革の一環としてこのさうい解消しようと山下部落代表と折衝する一方、買收から放野買收實況書作成までの經費約二十萬圓を負して昨年暮から眞瀬まで一晩に十五船満舟十四船泊の承諾を得たのである。

またかつて大審院で數年間争つて以來反目し合ひていた藤代村石渡とも交渉激戦をくり返したが二十六日になつて眞瀬解消の曙光が見え出して来たのであつた。

それによれば山下部落はこままで入會權面積の三一四町歩を牧野村に渡し、新たに得た採草地を個人に分離するので、今後は年中大山が自由なばかりでなく一部をリソウ園にするにじめ自由となるので、入會者は畜糞えどとも自分の土地を徹底的に手入しよろと連絡込んでゐる。そして部落近くに土地を得たので全員に分離し、うち三町歩は櫻木を除く。

したがつて入會權面積解消の記念碑を立て、毎年草刈前後にここでちつまじく會合して農事研究會や民謡大會、馬力大會を開こうと計畫している。

入會權解消の実現のない現在この成功は他にも大きな影響を與えるが、農調法による所有權の移轉で部落に分離するか、今回のように自作農創設法により個人に分離するか、ようやく批評の聲も舉つており民主化の現象から共有より個人所有をとりとして今後が注目されている。

(2) 指定民間牧場【農業法第四〇】

(1) 「放野解放」の規定が挿入されるまで、民間牧場についての關心事は主として「未墾地買收」にあつた。民間牧場は農地・牧野・山林等によつて組織されてゐる。農地は概ね「經營適正」と看做されて買收の對象とはならなかつたが、未墾地買收の對象となつたため、放牧業者はその防衛に努力を傾けた。『產業用畜養としてよりはむしる軍用畜養として……手厚く國家の保護助成をうかうか』【三年度農業政策三五三号】などがあくびりた農業統計について、山林は經營の赤字を増ゆる重要素な收入源であったのである。昭和二十二年五月十五日、農林省畜產・開拓・農政三局長の共同通達は、次の通り『牧場經營の保護に適切な方針を講ずる』ことを掲示している【農業政策三五三号】、【農業政策三五五号】。

(1) 牧場の區域やもと農地なり。

(1) 『自作農地に付し、その耕作方法の適否が問題となり場合においては、牧場の重要性、牧場耕作の特殊性等を勘案して適正な細則をなしあるを指導する』。

(2) 小作地を解放すべきか』『最終の牧場の經營に支障を來せないかうに、時に制御された自作農の獨立問題が問題としている立場が考慮し、且つ、從前

の小作農地のハサウエ因襲に付からずにつて、經濟の供給等に關する調査を兩着間に據めんを期したるに至る』。

①『牧場の區域を未墾地にして耕作の調整し兼ねる場合が』……その經營に支障を來さざらうとする點である。

これら大牧場に対する農林省の評價は、小規模の經營農場においては殆ど不可能な畜養の生産供給をなす公的施設（種畜牧場・種畜場）の供給力の不足を補うるのであるところにもなる。

「放野解放」の方針決定後、二十二年十一月十七日には、改正法律によつて、民間牧場の經營なまのものは農林大臣の指定により買收除外指定され、「未墾地買收」を阻止されることを豫想して、『その改正前にこれ等の經營牧場を對象として取急ぎに未墾地買收しならうとする計畫が一部に於いて樹立せられてゐるに傳えられてゐる』として、再び三局長通名にて、前述五月十五日通達の題旨の順序方を通過し【農業政策三五七号】、更に畜產・開拓兩局長通名で、指定せんとする民間經營牧場の概念を通過、該實牧場の選定。報告を求めてる【農業政策三五九号】。

(2) 放野解放の立法過程に付して、農林省特に畜產局は「指定牧場」の制度の運用に希望をかけていた。「未墾地買收」に關する防波堤しなり、1石1膚であると規定された。然し、その内容を規定する法律案に付してNRSとの交渉がおこなはれて、單に手續のみを規定【改正牧場の經營法】したことは前に述べた。畜產局と都道府縣畜產主協議は昭和二十三年の1月から三月にかけて現地調査を行し措置法第四十条の三第四號の規定のため「五大牧場【四・三五】を選定し、これらの

牧場について、(1)北澤選所在の牧野は最高1大町步迄の保有を認めた。即ち買収された農地を1括して經營する目的で構成される農業協同組合に賣渡すことを中心としてNRSとの技術が行われたが、五月四日、NRSより『農林大臣より特殊取扱につき推薦ありたる百五十九牧場の處置』について、次の決定の通告を受けた。

『1) 聞報書前章山 市販取扱につき農林大臣より推薦ありたる百五十九牧場の處置』について、次の決定の通告を受けた。

1) 用途及び方法 その半分以上は耕作地に耕作を営むかいかなる所有する牧場は買取すべし。

2) 不在地主の所有にかかる牧場は買取すべし。

3) 右記1)及2)に付かひふるの外、農業機械の四十町歩を超える部分は買取すべし。

4) 右記機械用地の中競争場生産に用ひゆべしもの部分は買取すべし。

5) 但し前記1)に付かひふるの買取した土地が、即ち、又は他の市町村に譲渡すべし。

6) 聞報書前章山 1括の土地を手続せば圖々請出く。

7) 買取した土地又は新たに附屬する農業機械の金額又は1括せしもの土地を經營する目的で構成されたる農業協同組合に賣渡すことと従事。但し、この土地の金額は、個々の組合員の所得に土地の令高面積から多くなるべし。

8) 聞報書前章山 1括せしもの買取した牧場につきは農林大臣の定める四十町歩を超えたる範囲で、附屬する農業機械と共に1人の農業者に賣渡すことと従事。但し、それ等土地の經營は、その牧場につき定められた標準保有面積に従うる個人經營者に賣渡すべし。

三) 前記第一編に付かひふるの買取した土地及農業機械がNRSに賣渡せば第百四十九

1條により、既設個々農家との分離せば、以前の所有者に賣出しうる得。』

この通告に接し、11月19日、農林省官選議が發せられた【北澤選所】へ木三郎、『農業機械の買取』。その中で、『個人が農地及び牧野を所有し、經營していねば、その住所が選舉の地にあり、且つ、自ら耕作又は經營に從事していねば、其の所有する農地及び牧野は保有面積をもてて買取せる際近く法律を改正する』と述べてゐるが、これは第1回會に提出された改正法律の中に含まれてあり。審議未了となりたまゝである。賣渡については、『從前の所有者に歸し……四十町歩の農地及び牧野の保有を認め他の部分を買取し、買取した土地を牧場經營のために1括して農業協同組合に賣渡すと云ふ方式を許されたり。農業協同組合が牧場經營を行つたるには、從前の所有者から全部の農地及び牧野を買取し、これを農業協同組合に賣渡す以外に途はない』【通達】。

(2) 1) の賣渡を受けた牧場のあらわしは「協同組合」經營であるが、必ずしも中央農業機械化センターへ納入を課す。前に述べたように、北澤選の根拠地帶の經營組織については、『農林省の中に駐する溝地を若干買取して、その買取に因縁する可通遊歩參』¹⁾。又、町内牧場に於いては、新井農業機械化帶の優秀牧場につけて、四十町歩の開墾は革命的であるが、經營の分離は誰からも希望されず、農局『買取後近親や從業員に賣渡すか、農業協同組合に賣渡すか』いずれかの方法によつては、從前の經營を維持する』²⁾ことにならうとする。かくて民間牧場の「解體」は、畜産の進歩に依りてことの少ない一個の茶番

劇に終りてあらう。即ち、實業ある經營者は離脱してしまふ。

前記五月二十九日の農林省官選議が発せられた後間もなく、牧野解放の法律の「不備」即ち、農地解放の場合には保有限度を超えての「道正」なるのは例外を除むる途が廢れていたが、牧野解放の場合には、如何に優秀な畜産經營であつても保有限度を超えることは無條件で切られることになつて、即ち一権利よりの問題であつたが、これにて『關係方面で議論が起り』【通達】³⁾。經營の優秀な牧場については、保有限度を超えての保有を認める途をひらく宣言で法令の再検討をなすことが許された。この結果は、農業省の第四十條の三第四號の農林大臣の買取除外規定の適用によりて、農地解放の場合の規定と歩調を揃えることになり、113年九月九日、農林省令第83号によりて、自家製糞肥特別措置法施行規則の一部改正(農林大臣の買取除外規定を規定した施行規則第18條の三の全文改正)その他が行なれ、113年九月十日、その取扱方針について通達がされた【通達】。これにて、159牧場のうち五十七牧場は四十町歩を超える保有を認めることが可能にひいて、再調査されるところとなつた。

右の命令に規定された主な内容は次の通り。

(1) 指定第40條の三第四號の買取除外規定における資格条件一個人の經營の場合は、『當該牧場を經營するに當該の放牧有しない時割の目安に該当するに充分な自家製糞肥を有していなければ、組合又は農業機械を分離するに因つてその生産の減退が當該地において認められる場合』、若しくは他の團體經營の場合が『當

該牧場を分離せばいいと認めるに當該の放牧有しない場合の如き、且つ、その經營の放牧又は耕作の農業機械の所有者その他の團體の主たる業務の經營に該当するにあらざるものである場合』。

(2) 指定方針、基本大臣の指定範囲及び条件である。即ち『該地は「該地經營範囲」の齊東に據して指定せよ。又、四十町歩を以ての放牧の指定せよ。該地は農林大臣の經營を放棄せんとするもの』⁴⁾が終りてNRSの直接の監視をうける。

新省令に基づく農林大臣宛の申請書類について、個別に、その經營内容を検査し、所要面積を計算し、113年10月末、農林省は岩手縣小岩井農場外133haの農地牧場を認定⁵⁾。NRSに提出したが、NRSでは、11月19日通達にある159牧場以外は再検討の対象としない方針である。終し、159牧場のうち五十七牧場は四十町歩未満であり、府縣地主限りで指定地を定めたものでは、これを除く101牧場のリバートをNRSに提出した【三回目】。これは牧場内の農地には總て個別作物を作たし、牧場は本耕種經營面積を確保するものとし、その個別經營を當初面積に亘り計算して保有を認むべき面積を算定したものであるが、更にNRSので、『天然資源局直は此等の牧場を廢止した結果』⁶⁾【11月19日】に『農業省の農業機械化部』の指揮として、依然『一般牧場と同様に農業機械専用を愛くべし』とされた。その理由とするにいは、『廢止された牧場の大半は馬の繁殖を目的として、中種改良を目的としていた』『牧場の土地生产力の増進は殆ど期待されていなかった』等である。そして、養育馬以外の養育の生活に從事しており、本格的な中種改良を行つてゐる、土地が效

24年4月22日、豊太大臣より再検討のため處分保管をNRSに申請した28牧場の施設

所 在	農 地	牧 地	牧 场	面 積	混生林	計	保 有 面 積	申 请	飼育頭数		保有承認 面 积
									馬	牛	
岩手県 岩手郡零石町 群馬県北田篠原西村	77,456.117	360,611.7	可歩	68,682.4	1,206,002.3	可歩	153	215	77,456.117	可歩	步
北海道 山越郡八雲町	10,221.7	89,421.6	—	—	99,650.3	13	64	99,650.3	—	—	—
〃 〃	65,200.0	49,390.9	15,000.0	—	129,590.9	114,590.9	7	85	112,230.0	60	81,252.2
〃 〃	45,000.0	23,000.0	—	—	68,000.0	68,000.0	12	44	—	—	—
〃 〃	202,600.0	—	—	—	217,000.0	217,000.0	8	44	—	—	—
〃 〃	132,892.4	107,702.3	—	—	260,601.7	260,601.7	14	98	260,601.7	—	—
〃 〃	25,500.0	—	—	—	82,400.0	82,400.0	13	79	82,350.7	—	—
〃 〃	94,502.3	1,600.0	—	—	96,102.3	61,102.3	8	43	61,102.3	—	—
〃 〃	56,060.8	53,942.2	—	—	90,010.0	90,010.0	43	45	95,660.5	—	—
〃 〃	30,000.0	13,000.0	10,000.0	—	53,000.0	53,000.0	6	18	53,000.0	—	—
〃 〃	135,000.0	—	—	—	344,520.0	344,520.0	105	78	344,520.0	—	—
〃 〃	209,520.0	189,700.0	26,960.1	—	243,972.1	143,272.1	37	21	72,890.7	—	—
〃 〃	27,312.0	—	—	—	306,000.0	366,000.0	88	10	258,252.0	—	—
〃 〃	40,000.0	20,000.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〃 〃	20,622.0	86,662.5	19,380.0	—	126,662.5	126,662.5	93	3	238,710.0	—	—
〃 〃	18,000.0	217,050.6	22,000.0	—	237,050.6	237,050.6	50	16	132,000.0	—	—
〃 〃	12,000.0	191,342.9	28,000.0	—	231,342.9	231,342.9	88	2	231,342.9	—	—
〃 〃	92,100.0	17,081.4	—	—	132,100.0	132,100.0	63	4	132,100.0	—	—
〃 〃	32,420.8	109,760.8	7,572.2	—	149,760.8	149,760.8	62	9	82,900.7	—	—
〃 〃	55,172.0	2,620.0	7,430.0	—	45,211.0	45,211.0	85	—	46,551.9	—	—
〃 〃	29,840.9	52,200.9	10,152.1	—	92,200.9	92,200.9	88	52	91,050.9	—	—
〃 〃	161,000.0	652,310.0	—	—	813,310.0	813,310.0	—	—	508,000.0	—	—
〃 〃	29,500.7	165,712.8	10,520.7	—	205,541.2	205,541.2	12	54	220,322.4	—	—
〃 〃	27,500.0	490,881.2	272,700.0	—	791,081.2	518,381.2	20	101	—	—	—
〃 〃	7,500.0	71,700.0	32,500.0	—	111,700.0	111,700.0	58	4	—	—	—
〃 〃	5,000.0	157,800.0	87,200.0	—	250,000.0	144,600.0	40	1	—	—	—
〃 〃	15,800.0	44,552.5	24,200.0	—	84,552.5	84,552.5	70	4	—	—	—
〃 〃	24,600.3	98,480.5	15,392.7	—	138,480.5	138,480.5	64	4	—	—	—
〃 〃	30,000.0	56,000.0	10,000.0	—	96,000.0	96,000.0	66	—	—	—	—
〃 〃	3,760,411.7	3,760,681.4	990,792.6	—	6,018,380.4	1,433	1,199	3,986,531.2	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

率的に利用されており、而も、品種改良の諸目標實現のため四十町歩を超える土地を必要とする經營単位のものであることが立證された場合に限つて、四十町歩を超えて保有は許可されるものであるとの方針が明示された。尙ほこのステートメントは、一部衙門を買収された大牧場の所有者は、農地改革の趣旨に従つて牧場を運営するに必要である場合に限らる。政府の小作人として、三ヶ月以内に限り當該買収箇所を占有して差支えない』ことと明らかにした。

このステートメントに対し、農林省は二十四年四月二十一日、五七牧場は四十町歩未満であるので短時間りで處理せ、其る一〇一牧場中一八牧場は専檢討のため保留を要請、それ以外の七四牧場については直ちに買収するが、『現在の所有者にこの措置により認められた保有面積に合理的に移行する餘裕を與えるため』三ヶ月以内の期限で政府の小作人として専用させ、三ヶ月の期間超過後も買受希望者のないときは、引續き小作を繼續させる旨を回答し、同時にこの方針を各都道府縣知事に對して農林省官名で依頼通達した〔通報〕。二十四年五月二十六日、『業者が急激な家畜の散逸を圖り、家畜の生産牧場の經營並びに家畜取引等に混亂を生じないように』指導すべき旨を指示し、

三ヶ月以内買付の取扱細目を通達した〔『農林省令第一八〇號附表一』〕。保留中の一八牧場については、二十五年二月十四日、小岩井農場外一一一牧場が、四十町歩を超える所有者をNRSによつて承認され、その旨、農林省官から依頼通達された。これらの牧場についても、保有を認められなかつた部分の處理については、他の民間牧場の場合と同じである。〔『五五號第一〇六號附表一』〕がくて、民間牧場問題の最終的解決は、三ヶ月後に延期された。

この間、四十町歩以内である都道府縣事限りで指定されたのは、五〇六件〔『農林省令第一八〇號附表二』〕、通報第一〇一號〔『農林省令第一八〇號附表三』〕、通報第一〇二號〔『農林省令第一八〇號附表四』〕であつた。長野縣に特に件数が多いのは、保有限度面積の決定が事情に副わなかつたことを是正したものである。

〔附記〕職務中の種馬所、繁殖種本部等、昭和十一年五月、一十五の『種畜牧場』に印載せられたが、一十三年十一月十四日、總司令部天然資源局長、内閣農林次官に、その整理が勧告された。一十四・一十五兩年に亘り、八場・五支場は廢止され、又く在籍牧場についても、土地の利用効率を高め、保有面積は必要最小限度に止められた方針で、殘餘の土地を解放。繁殖前の總面積四三、五〇一町歩の六三%が整理された〔『十四年十一月通報』〕に亘る。整理した面積は、地權者等の種畜牧場として承認されるもののみだ。自作農創設農

世界史的過程		歴史的過程
西暦一一八六 伊、聖欽諾關係解體の先駆	文治二	鎌倉府租法〔基園(赤穂田頭御令)が田隨門三井寺(陸)〕=鎌原(通称が赤井)の轄域に多くの莊園領、平家(源通二郎母)が其園五百箇所を全額手譲、頼朝(義貞)が赤井の役を承取、承久禪(三三寺)と高方川十ヶ所を太宰政、氣多武臣(三三寺)が鎌倉府管
英、農民一揆(元年)、奴隸制度は十四世紀末に消滅 獨、聖戦争(聖戦争)		者士
西暦一五九四 和、西班牙から獨立(元年)=原型	文祿三	着作の政治思想が持國寺の陸氏 文祿田頭法〔十一禁(園内井水の排水)の指揮権+十ヶ領食地が徳川府の實權領や封領+その所の、大慶祭(火出年)、火除(把頭)による管轄+ナカニシ
英、一大西洋奴革命=クロムウェル、ヨーハン内訌に敗北 〔第一次エジンクロントリumph(十五世紀末-十七世紀初)=開放耕地の牧場への轉化。第二次エジンクロントリumph(十七世紀半以降)=動物栽培能 轉化の影響〕 ○イギリス古軋鋸法=ペティ(十六年)以前の勞働強制の系譜、 リカアド(十六年)の差額地代論		土一揆、一正月元年(國火年)の第1回の土一揆、土食・酒屋を襲撃目標。女郎十 七人供(国火一年)、國火祭 ○墳丘遺跡『施設記』第7巻(永祿年)、永祿年一時施設組(長崎一年)
西暦一六六六 佛、一七八九年革命=ナポレオン、余割地所有農民に住居 (日本から。一七八九年八月十一日)の法令の「永久的現代(新規地 は買取しらべやめ)」との眞理規定に基づき翌一七九〇年三月一 日で買取し金額を新規地の110-115倍と定めた。日本から。一 五一月で買取し金額を新規地の110-115倍と定めた。日本から。一 七八九年八月十日の革命や、八月十五日には「相源的證書」によ る立體な土地の上地所有の無償貸放を規定し、一七八九年七月十七 日にはその證書とも無償貸とした。同國有財産の證書。一七八九〇 年五月一八月の法令で新規地並に亡命貴族領の國家收用のものと定 め ○フライオクラウス=ケネーの經濟(十六年)	寛享三	氣寧田頭法〔本家近親者親類(火出母)、參服茶代(火出母)、鄰園(火出母)等十 地水代實領(火出母)、邊外領(火出母)、外親親類(火出母)等 地(十世兄弟等)に付属する所の所。徳川幕府實領の指揮する所の そ。領主たる「大百姓舎」、直隸一揆、藩民隨意の行動に束縛された所の そ。これ〕 質田頭法〔本家(火出母)、火出母(火出母)の質地一揆。一越後國原城領の質地一揆(甲子) 等。由原園(火出母)の質地の質地一揆(火出母)等。由原木庄の水谷目 小作一揆。一輪田頭領の小作百姓舎(頭和母、甲子母)。由原木庄の水谷目 姓齋(火出母)、火出母(火出母)等。一輪田頭領の質地の質地の質地の質地の 地主頭領=吳家米朝(十六世紀)に質田頭領の新田系科夫大字領の郷戸地主連合。 元禄元年(十六年)と諸侯領大字領を有する大字山方の出方地主連合。弘化、嘉永年 間(十六年)、(十六年)に越後木庄の質地連合。文政元年(十六年)に山形縣西松 山郷の新田(火出母)等。山形の新田(火出母)等。山形の新田(火出母)等。
獨、ナポレオン侵入=アーモ革命開始(十六年)。ヨーハン經濟の支配 〔一八〇七年十月九日の十月勅令による聖職隸屬性の廢止、次いで		○宮宿安宣『聖職全書』(元治十年、大和母)

一八一九年九月十四日の「ターラー的・威武的諸關係のための勅令」起點でヨシケル經済の発展

三日特命(1903年)=着手の『地方附アドバイス』
○アラカス・ヨンガス、共進氣宣官(1903年)

地主の立場は(1901年)被減の少額地主と豊盛の優秀地主
中、水平算土地法(1901年)=天野田賦制度「天下の土地は天下の人の
耕作に歸す」
賤、農奴解放(1901年)=ヨシケル經濟とホトトギスノキヨハ
「一八六一年十一月十九日の勅令」農奴解放宣言と同時に地主農奴解
放、「一八六三年一月一日」解放宣言
○アラカスの地代理編(差銀地代)、經銷地代(1901年)
○アラカスの『經濟叢書』(1901年)
米、奴隸解放(1901年)=純粹にヨシケル的、ホトトギスノキヨハ
「奴隸制は相變(1861年)以降から後、相次ぎ典型的(1861年)」
「一八六三年一月一日」解放宣言
第一回(1901年)

一八六七

明治三 大政奉公(1901年)
○アラカス『資本論』第一卷(1901年)=日本は『純粹に封建的な土地所
有權』

○佐藤信緒『經濟叢書』(1901年)1901年

大正九年(1920年)、越後の新潟田舎家、鐵道として開拓。一段長谷川の山崎山
の隧道
元禄四年(1691年)生友の京子駒口移転。一後、飯田として飯田町の耕地所有
者永年(1701年)、澤泡の澤泡新田竣工
昭和十一年(1936年)、江浦駅出張の長野線、半幅路。1100戸(100戸)、1111
戸、八戸市(1936年)、十三人衆。一福、越後野田(1936年)、新田
や、1000戸(1936年)
大正十五年(1926年)、越後野田の新潟線、大牌市。100戸(1926年)、八戸市(1926年)
三作作。

II 資本主義の過程

世界的立場	國期	農地立法過程	勞働力組織化の試験
一八六六 明治一 厚生的養護型規制(明治元年方至十三年)	太政官布告「村々ノ地面ノ體ニ百姓ノ地タル」の旨(明治11年)		農民團體(明治十年迄三百件)
一八七一 四 鐵道縣			

一八八〇年	明治二	地主の土地所有の再認可	地主の土地所有の再認可(明治二年)
一八八一年	明治三	體制的放棄(明治十三年)	地主の土地所有の再認可(明治二年)
一八八二年	明治四	廢止的放棄	地主の土地所有の再認可(明治二年)
一八八三年	明治五	第一回農業實業會	第一回農業實業會(明治二年)
一八八四年	明治六	北陸道土地整理(明治二年)	北陸道土地整理(明治二年)
一八八五年	明治七	小作地主の確立	小作地主の確立(明治二年)
一八八六年	明治八	第一次資本主義地主	第一次資本主義地主(明治二年)
一八八七年	明治九	北陸道土地整理(明治二年)	北陸道土地整理(明治二年)
一八八八年	明治十	小作地主の確立	小作地主の確立(明治二年)
一八八九年	明治十一	第三次資本主義地主	第三次資本主義地主(明治二年)
一八九〇年	明治十二	北陸道土地整理(明治二年)	北陸道土地整理(明治二年)
一八九一年	明治十三	第四次資本主義地主	第四次資本主義地主(明治二年)
一八九二年	明治十四	北陸道土地整理(明治二年)	北陸道土地整理(明治二年)
一八九三年	明治十五	第五次資本主義地主	第五次資本主義地主(明治二年)
一八九四年	明治十六	北陸道土地整理(明治二年)	北陸道土地整理(明治二年)
一八九五年	明治十七	第六次資本主義地主	第六次資本主義地主(明治二年)
一八九六年	明治十八	北陸道土地整理(明治二年)	北陸道土地整理(明治二年)
一八九七年	明治十九	第七次資本主義地主	第七次資本主義地主(明治二年)
一八九八年	明治二十	北陸道土地整理(明治二年)	北陸道土地整理(明治二年)
一八九九年	明治二十一	第八次資本主義地主	第八次資本主義地主(明治二年)
一九〇〇年	明治二十二	北陸道土地整理(明治二年)	北陸道土地整理(明治二年)
一九〇一年	明治二十三	第九次資本主義地主	第九次資本主義地主(明治二年)
一九〇二年	明治二十四	北陸道土地整理(明治二年)	北陸道土地整理(明治二年)
一九〇三年	明治二十五	第十次資本主義地主	第十次資本主義地主(明治二年)
一九〇四年	明治二十六	北陸道土地整理(明治二年)	北陸道土地整理(明治二年)
一九〇五年	明治二十七	第十一回農業實業會	第十一回農業實業會(明治二年)
一九〇六年	明治二十八	北陸道土地整理(明治二年)	北陸道土地整理(明治二年)
一九〇七年	明治二十九	第十二回農業實業會	第十二回農業實業會(明治二年)
一九〇八年	明治三十	北陸道土地整理(明治二年)	北陸道土地整理(明治二年)
一九〇九年	明治三十一	第十三回農業實業會	第十三回農業實業會(明治二年)
一九一〇年	明治三十二	北陸道土地整理(明治二年)	北陸道土地整理(明治二年)
一九一一年	明治三十三	第十四回農業實業會	第十四回農業實業會(明治二年)
一九一二年	明治三十四	北陸道土地整理(明治二年)	北陸道土地整理(明治二年)
一九一三年	明治三十五	第五回農業實業會	第五回農業實業會(明治二年)

あと書き

(1) 昭和二十四年七月、財團法人農政調査會は、農林省から「農地試験資料編纂事業」の委託を受けたので、農林省農局と土地開拓史學會との協力を得て、同年八月、農政調査會内に「農地改革記録委員會」が構成された。

農地改革記録委員會は、土地制度改進委員會の農林省關係員。その他學識經驗者の中より委嘱し、委員會の調查研究編纂事業を分擔すると共に、これが完成に共同の責を負うた。又、調査研究編纂業務の流行進行を期するため、委員長を互選し、その司會の下に、委員會又は専任委員會を定期的に開催した。更に、委員會の運営事務を擔當するため、幹事若干名を委嘱した。

その委員及び幹事は次の通りである。

(1) 委員

○山田 雄太郎 (東京大學經濟學部教授)

原 政 司 (農林省農業改良局展示課長)

西山 武一 (農林省農業總合研究所研究員)

西村 甲一 (日本農業研究所研究員)

寶月 圭吾 (東京大學文學部助教授)

○上松 慎一 (農林省農地局管理部長)

- 小倉 武一 (農林省農業改良局長)
○大山 謙吉 (全國指導農業協同組合連合會)
○川島 武宣 (東京大學法學部教授)
川野 重任 (東京大學東洋文化研究所助教授)
加藤 一郎 (東京大學法學部助教授)
○高橋 幸八郎 (東京大學社會科學研究所助教授)
○田邊勝正 (元農林省農地局管理部長)
田中 定 (九州大學法文學部教授)
野田哲五郎 (農林省農地局管理部農業課長)
久我 達武 (農林省統計調查部統計課長)
的場 德造 (農林省農業總合研究所研究員)
○松村勝治郎 (農政調査會常勤理事)
○古島 敏雄 (東京大學農學部助教授)
○小松 芳喬 (早稻田大學政經學部教授)
○小池 基之 (慶應大學經濟學部教授)
愛甲 勝矢 (農林省農業總合研究所研究員)
齋藤 誠 (農林省大臣官房調査課長兼企畫室長)
木下 彰 (東北大學法文學部教授)
○木鴻一郎 (東京大學社會科學研究所教授)
○角 玄 (農林省農業總合研究所研究員)
○印本 喜長 (印本専任委員) ロヘン

(1) 幹 事

- 五十嵐藤吉（農林省農地課農林技術官）
○堀 遼一（土地制度史調査事務幹事）
○細貝大次郎（農政調査会研究員）
○渡邊兵力（日本農業研究所研究員）
○梅野晴夫（農政調査会研究員）
並木正吉（農林省農業総合研究所研究員）
永原慶二（東京大學史料編纂所員）
潤見俊隆（東京大學社會科學研究所員）
上原信博（農政調査会研究員）
○大橋青英（農林省農業総合研究所研究員）
久留島陽三（東京大學經濟學部特別研究生）
眞崎泰三（東京大學農學部特別研究生）
(O印は常任幹事、イ印は顧)

(2) 農地改革記録委員會は、元來、本來の計畫としては、先ず農林省の基礎數字の前提の上に、(1)基本的生態調查(10件)、(2)農村實態調查(100件)、(3)世界史的日本史的、學的研究(5件)の事業計畫の遂行とその成果の總括的把握としての正報告書作製の計畫となつてゐる。あるく「農地改革記録委員會の構成と調査研究事業の概要」昭和十四年八月、「財團法人農政調査會の概要」同年十月)が、別に、以上原本の計畫遂行と併行して、當初から、その概略として、又、寧ろ

相互的確定のための討議資料として、概括報告書「農地改革頃末概要報告書」の編纂が企圖されていたのである。然るに、その後、計畫の一部に變更が加えられ、嘗て該の概括報告の作製に關しては、これを討議資料としてではなく正報告書の一部を構成するものとしての形態と内容を附與することに編輯の方針が決定せられた。それがたゆ、委員會としては、各項事務六十九氏の協力執筆を得たものを、責任編輯會議において再編の上、統一に附し、又更めて、農林省當局並に農政調査會員腦部の參照の下にこれを整序し、最終的形態をうるに至つたものである。

(3) 昭和十四年八月開催の第一回委員會において「農地改革頃末概要報告編纂要綱」を決定し、四百字語原稿一千枚を目標として各章節歌題に、それぞれ責任者を選定して執筆方を委嘱した。

當初の計畫では、各執筆者の責任制を強めた所謂論文集の性格を多分にあたせ、その編纂は最小限度の技術的統一だけに止める方針であつたが、これを改めて全般的に體系を統一することになったので、そのため、内容に立入つた加除修正を加えたものもある。但し第三章については、問題の性質上、今日専門的論議を得るには時期尚早の感もあり、必ずしも解説の統一は行わねば、主として内容の檢討・補足と技術的統一に止まつた。從つて、全書を纏じた一つの體系からみれば、若干の不統一と多少の重複の存在するとは已むをえない。

(4) 上述べたように、本書の編纂は、農地改革記録委員會の責任に

属するものであるが、章節別に主たる原稿提供者を明らかにすれば、次の通りである。

第一章

- 第一節 第一章 1-11 寒月圭吾、三 古島敏雄、四-五 小池善之。
委員會事務局。第二-四章 小池善之(1部)、委員會事務局。第五
一 寒月圭吾、1-3 古島敏雄、四-五 島崎謙夫。委員會事務局。
附 田邊勝正。
- 第二節 小倉貞一。
- 第三節 第二-二章 大和田啓氣。第三章 木下彰。委員會事務局。第四
章 上原信博。

第二章

- 第一節 第一章 五十嵐藤吉(1部) 中江淳一・櫻井秀次。第二章 五
十嵐藤吉。第三章 1-3 五十嵐藤吉(1部) 長野直臣・玉井幸夫、
四 寒月圭吾、五 芦杉幸榮。杉山舜一・川島敏雄、大曾山
徳三郎。五十嵐藤吉。第四章 五十嵐藤吉(1部) 中江淳一・森道治。
第五章 森道治。吉川正夫。第六章 五十嵐藤吉。附 中江淳一。
- 第二節 第二-二章 愛甲勝夫。第三-五章 愛甲勝夫・野崎秀雄。五十
嵐藤吉。附 梅田謙。

第三章

- 第一節 中江淳一。
- 第二節 中江淳一(1部) 大山謙三。
- 第三節 第一章 細貝大次郎。第二章 A-1 山田盛太郎、A-2 及び附
委員會事務局。B-1-(1) 梅野四郎、(2) 古島敏雄、B-2 小沼寅、B-3
稻野勝夫、B-4 佐々木謙介。第三章 櫻谷赳次。第四章 1 潤見俊隆。

櫻井秀次・委員會事務局、11 委員會事務局。

- 第四節 加藤一郎。
第五節 第一章 伊文・委員會事務局。第二章 委員會事務局。
第六節 第一章 加藤一郎。第二章 的場鶴造・委員會事務局。第三章
大河原大一郎。附 中江淳一。第四章 雑木繁平・委員會事務局。
第七章 鹿児島治・所長。
- 第六章 上林憲一・吉井慶治・甲斐義壽。
- 参考編

- 第一 A-1 小林善義、11 寒月圭吾、三 松田智雄、四 寒月圭吾。
五 的場鶴造・三 田邊勝正、大 西山武一。B 田邊勝正。附 的場鶴造。
C 1 委員會事務局、11 久間健一・委員會事務局。三 井上義丸。附
大曾山徳三郎。
- 第二 加藤一郎・幾代通。
- 第三 1 村川野太郎、11 小林善義、三 松田智雄、四 寒月圭吾。
- 年表 山田盛太郎。
- 註 財團法人農政調査會は、昭和二十四年七月、農政に關する諸般の調查を行ひことを目的として設立されたものであるが、當面の事業としては、今後の農地改革の問題及びその結果並びにそれ等と農業・農民の生活等との關係に關する調査・記録、農地制度資料その他農政開拓資料の蒐集・保存、農地改革を基盤とする新しく農政政策に関する調査研究、農地相歴史その他農政關係刊行物の編集刊行等を行つてゐる。尙ほ、農政調査會では、今回の「農地改革頃末概要」の刊行に引継ぎ、その「新幹線」といふ名づけられた新幹線もさへ準備中である。

引素計流

- 目次—
- A 農地改革関係業務統計書
農地解放地質
農地委員會
土地取上手帳・農地附註施設
農地解算盤
開拓・未墾地開放
- B 一般統計
土地所有
農民層
農家經營
農民運動・農業問題
海外

農地改革頃末概要

1977年10月25日微刻版第1刷

編纂者 財團法人農政調査会農地改革記録委員会
監修 農林省
発行者 百瀬けさとも
発行所 御茶の水書房
〒101 東京都千代田区神田保町2-36
電話03(265)5476(代)振替東京8-14774
Printed in Japan
3021-21083-0736 印刷・製本／鎌倉印刷